

## 住宅・土地統計調査 審査メモで示された論点に対する回答

総務省統計局

### (1) 標本設計の見直し等

#### ① 標本設計の見直し（前回答申における課題への対応）

（論点）

今回の変更の考え方について、調査実施者として改めて説明をお願いします。

その際、以下の点についても、併せて説明してください。

- 調査票甲と調査票乙の標本調査区の配分方法
- 調査票乙の報告者数（表 2 参照）を維持する理由
- 今回の変更に伴う結果精度への影響

（回答）

#### 【標本設計の考え方】

標本設計の見直しに当たっては、前回答申時の指摘を踏まえ、前回調査と同程度の標準誤差率（市区：5%以下、人口1.5万人以上の町村：10%以下）を維持した上で、標本調査区数を削減することを目指し、「令和5年住宅・土地統計調査に関する研究会」（座長：浅見泰司東京大学大学院工学系研究科教授）などを通じてその検討を行ってきたところである。

その結果、これまで各市区町村の人口規模（人口60万以上の市区は10分の1、50万以上60万未満の市区は9分の1など、合計10階級）に応じて標本調査区数を抽出する方法から、各市区町村それぞれの世帯数別に標本調査区数を抽出する方法に変更することとし、従前の標準誤差率を維持した上で、標本調査区数を約8.8%削減（住戸数では約370万住戸から約340万住戸に削減）することが可能となった（変更の概要は下図参照。見直し後の標本設計の詳細は別添1参照）。

### 従来<sup>1</sup>の標本設計

#### <層化2段抽出法>

##### 調査区抽出（第1次抽出）

市区町村別に人口規模に応じて設定した抽出率により、国勢調査調査区から標本調査区を抽出

##### 調査区内住戸抽出（第2次抽出）

標本調査区から17住戸を無作為抽出

#### 【問題点】

母集団となる国勢調査調査区数の増減に連動し、本調査の標本調査区数も増減。単身世帯の増加傾向に伴い、**標本調査区数は年々増加**

調査年次	国勢調査調査区数	住宅・土地標本調査区数
平成25年	100.8	20.6
平成30年	103.7	21.8
令和5年	106.5	

## 見直し後の標本調査区数の決定方法

- ①目標精度達成に必要な最少標本調査区数を算出  
(市区町村の人口規模から、各市区町村の世帯数別に標本調査区数を抽出する方法に変更)
- ②地方事務負担の平準化のための再配分(線型変換法により世帯数比例的に市区町村に再配分)を実施

標本調査区数  
19万9000 (前回調査比 ▲8.8%)

【表】 前回調査と令和5年調査との標本調査区数等の比較

	前回調査	令和5年調査(案)
標本調査区数	約21万8000調査区	約19万9000調査区
報告者数	約370万住戸 (甲調査:約320万住戸) (乙調査:約50万住戸)	約340万住戸 (甲調査:約290万住戸) (乙調査:約50万住戸)

### 【調査票甲と調査票乙の標本調査区の配分方法】

最初に甲調査と乙調査の区別なく、約19万9000標本調査区を抽出する。その後、乙調査の結果表章に必要な標本調査区数(約2万9000標本調査区)を算出し、それを全体の約19万9000標本調査区から系統的に抽出する。

具体的には、調査票乙による「現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数」の標準誤差率を前回調査の結果精度と同程度になる様に都道府県においては5%以下、政令指定都市においては7%以下として設定し、その精度が得られるよう、19万9000標本調査区の中から系統的に乙調査の調査区を抽出する。

甲調査の標本調査区数は上記の約19万9000標本調査区から乙調査の約2万9000標本調査区を差し引いた約17万0000標本調査区となる。

### 【調査票乙の報告者数を維持する理由】

調査票乙による「現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数」の標準誤差率を前回調査同様に都道府県において5%以下、政令指定都市においては7%以下として設定し、その精度が得られるようにした結果、前回調査と同様の報告者が必要という結論に至っている。なお、下表のとおり、現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯の割合は10.9%程度であることから相応の報告者数が必要であることが分かる。

【表】 前回調査における現住居以外の土地を所有する普通世帯数・割合（％）

現住居以外の土地の所有について	普通世帯数	割合
0_総数	53,788,000	100.0
1_所有している	8,655,100	16.1
11_宅地など（農地・山林以外の土地）	5,886,400	10.9
12_農地	3,833,900	7.1
13_山林	2,250,400	4.2
2_所有していない	43,378,100	80.7
不詳（表章なし）	1,754,800	3.3

【今回の変更に伴う結果精度への影響】

前回調査と同程度の精度を得ることを前提とした標本設計の見直しを行っており、今回の変更により報告者数を削減しつつも、前回同様の精度を得ることができると考える。

②人口1万5000人未満の町村について結果表章するための標本配分の見直しについて（前回答申における課題への対応）

前回答申時においては、「例えば、大都市部の標本数を小規模の町村に振り替える」との例示も示されているが、人口1万5000人未満の町村について、前回調査において結果表章している人口1万5000人以上の町村と同程度の結果精度（標準誤差率10%以下）を確保するためには、前回調査実績との比較で約3倍の標本調査区数が必要となるとの結論が得られた。これは、町村において相応の統計調査員の確保や事務負担の増加への対応が必要になるとともに、前回答申時に指摘された「報告者及び実査事務の負担軽減を図る」という方向性にも合致しないと考えられる。

このような状況を踏まえ、人口1万5000人未満の町村に対し、結果表章のニーズについてアンケートを実施したところ、95.5%の町村において町村別の結果表章を希望しないという結果であった。また、全府省にも集計に係るニーズを確認した結果、当該結果表章を求める意見はなかった。

以上のとおり、町村の事務負担及び結果表章へのニーズを検討した結果、令和5年調査では前回調査と同様に人口1万5000人以上の町村について結果表章することとする。

<アンケート結果>

	対象数	有効回答数	希望する	希望しない
人口1万5千未満町村	655	596	27（4.5%）	569（95.5%）

### ③ 層別基準の見直し

(論点)

- (a) 前回調査までの層別基準において生じていた課題や問題点、今般の層別基準の見直しにおいて重視した考え方や変更理由を説明してください。
- (b) 新たな層別基準に変更することによる長所や、見込まれる調査結果の精度について説明してください。

(回答)

現在の層別基準は平成15年調査において設定して以来、約20年にわたって大規模な見直しを実施していなかったところ、今回は標本設計の見直しという機会があり、より母集団の縮図に近い標本が得られる層別基準に変更することとした。

変更にあたっての基本的な考え方は、次の3点である。

- ① 出現率が低く、確実に回答を確保する必要がある属性については、新たに層を新設
- ② サンプルが増加し、殊更に層化しなくても、適切にサンプルが得られる属性については、層化を取りやめ、標本設計が必要以上に複雑になることを抑制
- ③ 層化してもその効果が得られないものについて層化を取りやめ、標本設計が必要以上に複雑になることを抑制

この考え方により、具体的には、下表のとおり、これまでの基準では「都市再生機構・公社等」の出現率が低かったため、新たに「都市再生機構・公社等」について層化するなどできるだけ実態に即した調査結果が得られるようにすると共に、従前の層の一つであった「65歳以上世帯員のいる一般世帯割合」について高齢化の進行により、層化せずとも十分な標本が確保できるため層化しないことにするなどの整理も行っている。

【表】令和5年調査における層別基準の主な変更内容（案）

区分	層別基準等	変更理由等
新設	都市再生機構・公社等に居住の一般世帯割合	都市再生機構・公社等に関する出現率が低いため、層を新設
削除	65歳以上世帯員のいる一般世帯割合	高齢化の進行により、層化して確保せずとも十分な標本が確保できるため
削除	間借り等の世帯数割合	間借り等の世帯数は少なく（前回調査の結果、同居世帯の割合は全世帯の0.6%）、層化する意義が薄いため
変更	換算世帯数	換算世帯数は、世帯数を人口規模の概念に換算したものであり、住戸数・世帯数を表章する本調査では世帯数による層化がより適当であるため、換算世帯数から実世帯数に変更するもの

※詳細は別添2「標本抽出方法及び結果の推定方法 新旧対照表」を参照

今回の見直しにより、従来よりも的確に標本が得られ、より実態に即した調査結果が得られることが期待される。例として、住宅・土地統計調査は我が国における最大規模のサンプル調査であるが、それでも全数調査ではないため、実際には都市再生機構・公社等の賃貸住宅が存在するはずの地域において、集計結果上、その数がゼロとなるような事例が発生することがある。サンプル調査であることから、統計理論上はこういった事例は当然に発生することではあるが、層を工夫することにより、こういった事例が抑制され、サンプル調査でありながらもより実態に即した集計結果を提供できることが期待できる。

(論点)

(c) これまで標本調査区数の算定段階で設定していた層別の抽出率を用いなくなることに伴い、調査結果の母集団推定の方法にどのような変化が生じるのか説明してください。また、それが結果精度に及ぼす影響について説明してください。

(回答)

住戸が少ない層からは少なめに抽出するという考え方は従前から変更しておらず、今回の標本設計の見直し後の標本調査区の抽出においても、住戸の少ない層については、系統抽出時における抽出ウエイトを前回調査同様に他の層の2分の1としており、前回と同様の考え方を踏襲している。従って、母集団推定上、大きな変化は生じず、結果精度にも特段の影響はないと考える。

住戸の少ない層の抽出用ウエイト（抽出率）について

(令和5年調査案)

層別基準	層符号	抽出用ウエイト
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010	1
世帯数が0の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	020	1
世帯数が18世帯以上の調査区		
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	110	2
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	120	2
給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	210	2
給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	220	2
給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	230	2
公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	310	2
公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	320	2
民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区		
共同住宅で階数が2階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区	410	2
共同住宅で階数が3階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区	420	2
その他	430	2
持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	510	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区	610	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区	620	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区	630	2
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区	640	2
その他の調査区	910	2

×  $\frac{1}{2}$

注) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

(前回調査)

層別基準		調査区の層符号
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	021
	30%以上	022

地域		調査区の抽出率	
		層符号010、021、022以外の調査区	層符号010、021、022の調査区
市部	人口60万以上の市区	1/10	1/20
	人口50万以上60万未満の市区	1/9	1/18
	人口40万以上50万未満の市区	1/8	1/16
	人口30万以上40万未満の市区	1/7	1/14
	人口20万以上30万未満の市区	1/6	1/12
	人口10万以上20万未満の市区	1/5	1/10
	人口5万以上10万未満の市区	1/3	1/6
郡部	人口5万未満の市区	1/2	1/4
	人口1万5千以上の町村	1/4	1/8
	人口1万5千未満の町村	1/8	1/16

$$\times \frac{1}{2}$$

※詳細は別添2「標本抽出方法及び結果の推定方法 新旧対照表」を参照

## (2) 調査事項の変更

### ④住宅に住んでいる世帯

(論点)

#### a 背景・経緯

- 同居世帯への調査票配布を取りやめ、主世帯から必要最小限の情報を得ることに至った経緯について、改めて説明してください。

(回答)

住宅・土地統計調査は、他の統計調査に比べて複雑な調査員事務も多く、難易度が高い調査（下記「例1」を参照）として認識されている中、調査員は同居世帯が全世帯の0.6%（前回調査結果）にもかかわらず、全世帯に同居世帯の有無を確認する作業が発生していた。

このような状況について、地方公共団体からは調査員事務の簡略化を求める声が多く寄せられているところである（下記「例2」を参照）。更に、調査員による世帯との接触が困難化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、調査員が世帯に対面で接触することの一層の抑制も必要となっている。

また、同居世帯から得られた情報については、これまで普通世帯の一部（二人以上の同居世帯に限る）として集計に加えていたところ、全世帯に占める割合も僅少であることから、主世帯と同様の詳細な情報を得るのではなく、必要最小限の情報に集約することで、利活用上の支障も最小に抑えることができると考えている。

以上のとおり、調査員の事務負担軽減、報告者負担の軽減、利活用上の支障を総合的に勘案して、改善を図ることとしたものである。

(例1：住宅・土地統計調査における調査員事務が複雑かつ高難易度である主な事例)

- 調査対象が一般的な調査員が慣れ親しんでいる個人、世帯、事業所、企業ではなく「住戸」であること
- 調査票の配布に当たっては、住戸のみならず主世帯、同居世帯、住宅以外の建物に居住する管理者・家主の世帯、住宅以外の建物に居住する単身者の集まりなどの世帯の種類についても把握する必要があること
- 担当調査区の全住戸を実地に漏れなく把握した上で、そのうち、決められた17住戸のみに調査票を配布する必要があること
- 世帯全員の1年間の収入など忌避感が高い調査事項や、現住居への入居時期、居室の畳数、床面積、敷地面積など、即座に回答することが困難な調査事項があること
- 調査員自身も建物調査票により多くの事項を他計報告する必要があること 等



(例2：令和4年度大都市統計協議会(※)からの要望を抜粋)

※全政令市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)により構成される協議会

○調査員事務を単純化し、理解しやすくすること

各種統計調査において調査書類が多様化し、調査員事務が複雑化しているため、調査員説明会において調査内容等を理解することが、ますます困難な状況となっている。このことが調査書類の紛失事故等にもつながっているため、初めて従事する調査員や高齢の調査員等、全ての調査員が調査の仕組みを理解できるよう、調査員事務を単純化すること。

○地域の実情等に応じて、調査方法を抜本的に改善すること

地域団体推薦の調査員の高齢化等により、調査員の確保が特に厳しくなり、統計精度の水準維持が困難になっている。こうした地域の実情等を踏まえ、国による抜本的な確保対策や調査方法の改善を図ること。

(論点)

**b 主世帯に新たに回答を求める「同居世帯」関連の事項**

(a) 同居世帯に関する事項を、表5の黄色の網掛け事項に限定した理由は何でしょうか。

(回答)

同居世帯の割合が全世帯の0.6%であるものの、報告者負担も考慮の上、主世帯が回答可能な事項については引き続き把握するという観点から、主世帯が問題なく回答可能な項目を選定した。その選定基準として、同居世帯は全くの他人である場合も考慮し、主世帯が回答しやすい以下の項目に限定した。

- ①同居世帯の有無      ②同居世帯の世帯数      ③同居世帯の世帯人員の合計
- ④うち65歳以上の世帯人員      ⑤同居世帯が使用する室数の合計及びその畳数

(論点)

**b 主世帯に新たに回答を求める「同居世帯」関連の事項**

(b) 追加する各調査事項について、主世帯が問題なく回答できるのかどうかについて、「令和5年住宅・土地統計調査試験調査」(総務省実施の一般統計調査。以下「試験調査」という。)

(注)の結果を踏まえて説明してください。

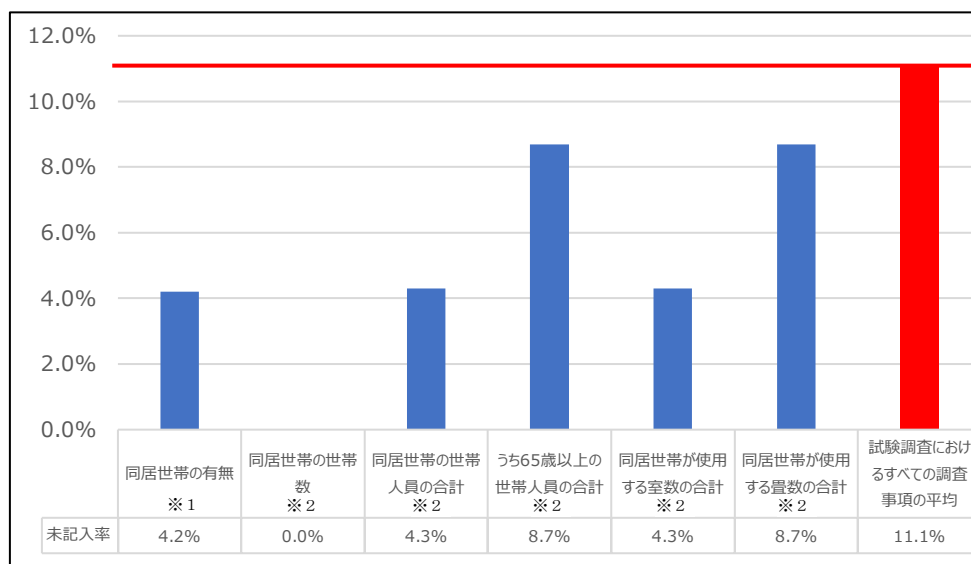
(回答)

上記の事項については、令和4年6月に実施した「令和5年住宅・土地統計調査試験調査」において主世帯が回答可能か否かを実地に検証している(詳細は別添3参照)。その結果、下表のとおり、試験調査全体における調査事項の平均未記入率(誤記入も含む)と比較し、上記の各項目は概

ね適切な回答が得られており、令和5年調査において導入することとした。

なお、試験調査では、紙で提出された調査票の原記入（世帯が記入した状態）の状況を統計局において分析する観点から、本番の調査で行う統計調査員、市区町村、都道府県による記入内容の検査・審査をあえて実施していないため、調査事項の平均未記入率は高めとなっている。

【表】 試験調査における同居世帯に係る調査事項の未記入率



※1 同居世帯の有無の未記入率：同居世帯の実際の有無にかかわらず未回答であった割合

※2 同居世帯の世帯数以降の設問の未記入率：同居世帯があるにもかかわらず未回答であった割合

(論点)

**c 同居世帯からの報告を求めなくなる事項**

- 今回の変更により、表5の緑色の網掛け事項について把握を取りやめることで、利活用上の支障が生じないでしょうか。

(回答)

ア 住宅・土地統計調査では、これまで、集計表によって、主世帯、同居世帯、住宅以外の建物に居住する世帯の3区分による集計（以下「主世帯ベースの集計」という。）のほか、普通世帯と準世帯の区分による集計（以下「普通世帯ベースの集計」という。）を行い、今回把握を取りやめる同居世帯に関する調査事項については、普通世帯及び準世帯の一部として集計に用いていた。

しかし、準世帯の割合は長期的に減少を続け、昭和28年には7.2%であったものが、前回調査では0.4%にまで低下しており、普通世帯・準世帯を区分して集計する実益がなくなりつつある（集計区分の変更については後述（後記(3)を参照））。

イ そのため、令和5年調査の集計においては、主世帯ベースの集計に一本化することとしているが、このような状況にあって、主世帯ベースの集計を構成する区分のうち、全世帯の0.6%にとどまる同居世帯及び全世帯の0.1%にすぎない住宅以外の建物に居住する世帯について、負担を課して、引き続き、詳細な情報の報告を求める必要性も低下している。

そこで、前項でも記載したとおり、把握が容易であり、本調査の集計上重要性の高い事項として、世帯人員、居室数、畳数などに限定し、報告者負担の軽減を図ることとする。

【参考】住宅・土地統計調査における世帯の取扱い

**主世帯、同居世帯**

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

**普通世帯、準世帯**

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした（主世帯は全て「普通世帯」）。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む世帯の場合は、家族と一緒に住んでいたりと、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

**住宅に居住している世帯（主世帯、同居世帯）、住宅以外の建物に居住している世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係**

		普通世帯	準世帯
住宅に居住している世帯	主世帯	・二人以上の世帯 ・単身の世帯	/
	同居世帯	・二人以上の世帯	
住宅以外の建物に居住している世帯		・二人以上の世帯（注1）	・単身の世帯（注2）

（注1）寮・寄宿舎の管理人・家主などの世帯は、単身の世帯であっても普通世帯とした。

（注2）住宅以外の建物に居住する単身者は、棟ごとにその単身者の集まりを一つの世帯とした。

## ⑤住宅以外の建物に住んでいる世帯

(論点)

### a 背景・経緯

- 住宅以外の建物に住んでいる世帯の報告事項を統一した上で限定することとした経緯について、改めて説明してください(これまでの集計上の扱いや規模も含めて説明してください)。

### b 報告を求めなくなる事項

- 今回の変更により、表7の緑色の網掛け事項について把握を取りやめることで、利活用上の支障が生じないのか、説明してください。

(回答)

ア 調査員による世帯との接触が困難化する中、地方公共団体からは調査員事務の簡略化を求める声が多く寄せられているところである。特に、住宅・土地統計調査は複雑な調査員事務も多く、難易度が高い調査として認識されている中、寮などの住宅以外の建物に居住する世帯は全世帯の0.1% (前回調査結果) であるにもかかわらず、普通世帯と準世帯に係る集計に対応するため、調査員が当該建物に住む世帯に世帯の種類(「管理者・家主などの世帯・一般の世帯」と「単身者の集まり」の別)を確認し、その世帯の種類に応じて必要な枚数の調査票を配布し、報告者にあつては、それぞれに報告する必要が発生していた。

イ しかし、住宅以外の建物に居住する「管理者・家主などの世帯・一般の世帯」の割合は平成20年調査結果以降、0.0% (前回調査: 0.02%) であり、「単身者の集まり」と区別した上で、普通世帯に含めて集計する必要性が低下している状況である。

また、今回の変更に合わせて、普通世帯ベースの集計を、主世帯ベースの集計に一本化することとしており(後記(3)を参照)、その結果として、住宅以外の建物に居住する世帯について、属性別に調査事項を異にする必要がなくなると共に、報告者の負担軽減の観点から、引き続き詳細な報告を求めることについて再考の必要性があることから、④でも記載したとおり、把握が容易であり、本調査の集計上重要性の高い事項として、世帯人員、居住室数、畳数などに限定し、報告者負担の軽減を図ることとする。

⑥ その他の調査事項の変更

(論点)

a 追加等する調査事項

- それぞれその背景事情や、想定されている調査結果の利活用を説明してください。  
また、特段の問題なく報告を受けることが可能と見込まれるか、試験調査の結果を踏まえて説明してください。

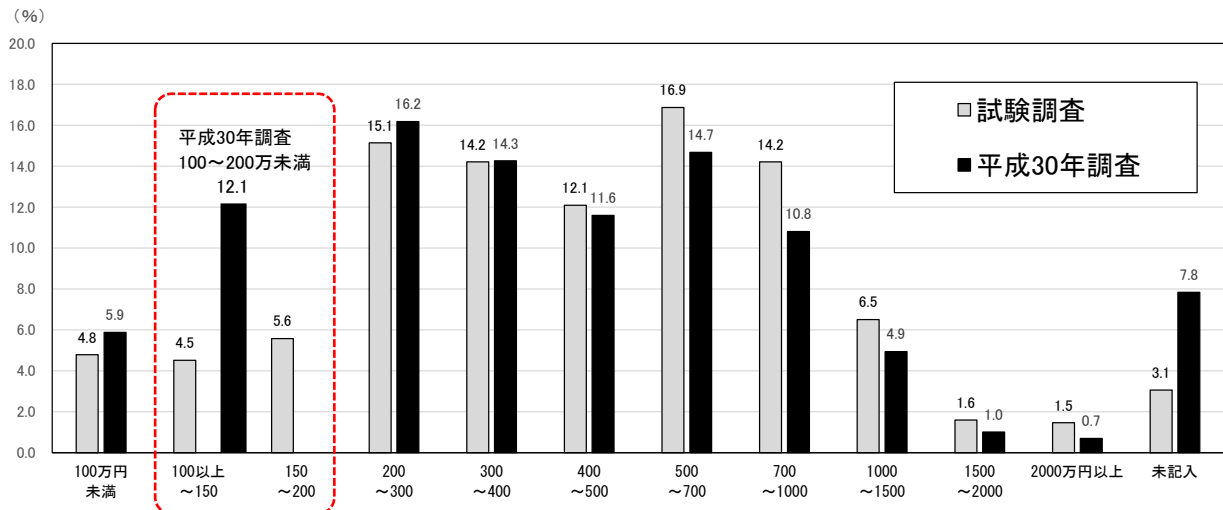
① 「世帯全員の1年間の収入(税込み)」の選択肢のうち「100～200万円未満」を「100～150万円未満」と「150～200万円未満」に分割する。【調査票甲・乙】

(回答)

生活保護の最低生活費(都内で1人暮らしの場合に年間約150万円)、所得税の非課税基準(65歳以上で年金収入のみの場合に年間約150万円)、年金の平均額(会社員などが厚生年金に加入している場合に年間約170万円)などについて、いずれも世帯年収が150万円前後となっている事例が多くあり、当該世帯の居住状況をより詳細に分析する観点から、年収階級の分割を行うものである。

試験調査において実地に検証した結果、「100～150万円未満」の世帯が4.5%、「150～200万円未満」の世帯が5.6%という分布状況であり、両者の合計の割合(10.1%)と分割前の「100～200万円未満」の割合(12.1%)を比較しても相応の出現率となっており、また、本調査事項の未記入率も3.1%と試験調査全体の平均未記入率(11.1%)よりも低い状況であった。

【表】試験調査における世帯全員の1年間の収入の回答分布状況



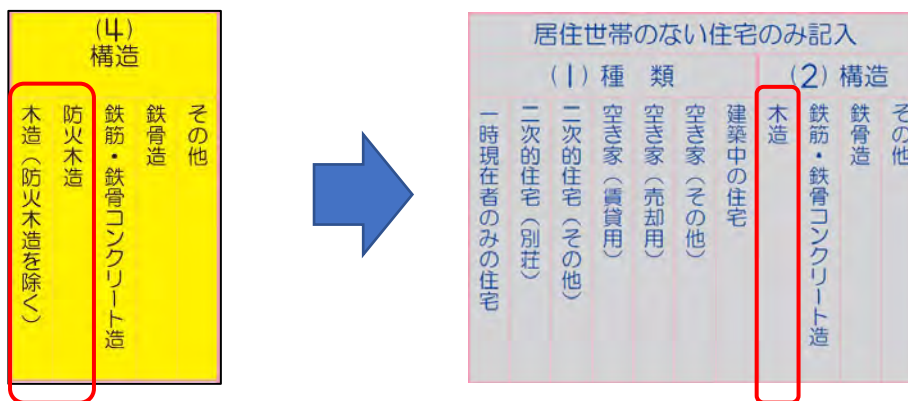
② 建物調査票により把握していた「住宅の構造」を、調査票甲・乙に新設し、報告者自らが記載する項目にする。ただし、居住世帯がない住宅については、引き続き、建物調査票により、調査員が外観等から把握する。【調査票甲・乙、建物調査票】

(回答)

「住宅の構造」については、これまで調査員が建物調査票により外観等から把握してきたが、都道府県からは調査員が客観的に把握することが困難である旨の意見が多く寄せられていたところである。そのため、令和5年調査では居住世帯のある住宅の構造については、世帯自らが調査票甲・乙により回答する方法に変更する。なお、居住世帯のない住宅の構造については、引き続き建物調査票により把握を行う。

また、「木造（防火木造を除く）」と「防火木造」の別は、木造のうち防火の構造を持つ住宅ストックの把握等に用いられていたが、今日の住宅政策が防火や耐震対策よりも高気密、高断熱対策に移行してきていること、「防火木造」が防火の判定方法として必ずしも有用ではなくなっていること、実際の居住者であっても直ちに判別することが困難であることなどを総合的に勘案し、これを「木造」に統合することで自計項目化し、報告者負担の抑制を図ることとする。

変更：令和5年調査 建物調査票（案）



新設：令和5年調査 調査票甲・乙（案） ※調査票乙においては13

12 住宅の構造 ・二つ以上の構造からなる住宅の場合 床面積の広いほうの構造を回答してください	木造	鉄筋・鉄骨コンクリート造	鉄骨造	その他（ブロック造り・レンガ造りなど）
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

なお、調査票甲・乙の報告者においては、不動産の「重要事項説明書」、「契約書」、「固定資産税の課税明細書」等を参照することにより自らが居住する「住宅の構造」を把握することが可能であると考えられ、試験調査において「調査票の記入のしかた」に案内を記載し、実地に検証した結果、本調査事項の未記入率は5.4%と試験調査全体の平均未記入率(11.1%)よりも低い状況であった。

【参考】令和5年住宅・土地統計調査試験調査「調査票の記入のしかた」に掲載した案内

13 住宅の構造

- 「重要事項説明書」「契約書」「固定資産税の課税明細書」などを参考に、記入してください。
- 鉄筋・鉄骨コンクリート造には「鉄筋鉄骨コンクリート造」も含まれます。

③「高齢者等のための設備等」の選択肢に「浴室暖房乾燥機」を追加する。【調査票甲・乙】

(回答)

ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進する観点から、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）における指標として、浴室暖房乾燥機の使用率が利用されており、今後、より正確な把握が求められていることを踏まえて、選択肢の追加を行う。

試験調査において実地に検証した結果、「浴室暖房乾燥機」があると回答した世帯は29.1%であり、出現率の観点から問題はなく、また、本調査事項の未記入率も9.6%と試験調査全体の平均未記入率（11.1%）よりも低い状況であった。

④ 調査票甲・乙の調査員記入欄のうち、「住宅以外の建物に居住している世帯」を建物調査票に移設すると共に、この「建物の種類」の選択肢の「その他の建物」から「高齢者居住施設」を分割する。【建物調査票】

(回答)

超高齢社会を迎えている我が国において、高齢者の居住実態を的確に把握するため、住宅以外の建物（①会社等の寮・寄宿舎、②学校等の寮・寄宿舎、③旅館・宿泊所、④その他の建物）の種類のうち、これまで「その他の建物」として把握していた介護老人保健施設、養護老人ホーム等の「高齢者居住施設」を「その他の建物」から分割して把握することとしたものである。

「高齢者居住施設」は、住宅以外の建物のうち、高齢者を居住させるために建てられた又は改造された施設が対象となり、主に、介護保険法、老人福祉法又は社会福祉法により、高齢者が入居することとされている施設が挙げられる。ただし、「有料老人ホーム」であるが、「サービス付き高齢者住宅」でもあるような施設については、基本的には住宅の要件を満たす施設と考えられるため、住宅として調査する。

このことにより、これまで住宅・土地統計調査で明らかにならなかった高齢者居住施設に居住する高齢者の居住状況等が明らかになる。

なお、本調査事項は、従前、調査票甲・乙の調査員記入欄として設けられていたものであり、それが調査員の作成に係る建物調査票に移されても、報告者の負担増にはならず、試験調査において調査員が当該施設か否かを適切に把握していることを確認済みである。

⑤「高齢者対応型住宅の別」の「高齢者対応型住宅である」の内訳として「サービス付き高齢者住宅である」を追加する。【建物調査票】

(回答)

超高齢社会を迎えている我が国において、「サービス付き高齢者住宅」に居住する高齢者世帯の居住実態を的確に把握するため、これまで高齢者に配慮した住宅の普及状況の把握に用いられてきた「高齢者対応型住宅」の内訳として新たに「サービス付き高齢者住宅」を追加するものである。

これにより、これまで住宅・土地統計調査で明らかにならなかったサービス付き高齢者住宅に居住する高齢者の居住状況等が明らかになる。なお、本調査事項は調査員が外観等から把握する事項であるため、報告者負担は増加せず、また、試験調査において調査員が当該住宅か否かを適切に把握していることを確認済みである。

(論点)

**b 削除等する調査事項**

- 得られなくなる情報及び集計されなくなる事項について、これまで、どのような目的・利活用を想定して把握していたのか、また、今後、それらの情報が得られなくなることで、調査結果の利活用上、支障は生じないのか、説明してください。

①「住宅の構造」の選択肢のうち「木造（防火木造を除く）」と「防火木造」を「木造」に統合する。【調査票甲・乙、建物調査票】

(回答)

論点 a への回答②と同じ。

②「所有地か借地かなどの別」の選択肢のうち「所有地・借地以外」の内訳である「一戸建・長屋建（テラスハウスを含む）」と「その他（アパートなど）」の2区分を削除する。【調査票甲・乙】

(回答)

本選択肢は、現住居の敷地の所有関係を明らかにするほか、現住居の敷地面積を把握する際の誘導にも使用してきたが、所有地・借地以外のアパートなどに居住する世帯（普通にアパートの一室を借りて居住する世帯など）と同様に、所有地・借地以外の「一戸建・長屋建」に居住する世帯（一戸建や長屋建を借りて居住する世帯）についても住宅の賃貸借契約に敷地面積が記載されていないなど、世帯や地方公共団体から正確な回答が困難である旨の意見が寄せられている状況である。

そのため、「一戸建・長屋建（テラスハウスを含む）」と「その他（アパートなど）」の2区分を「所有地・借地以外」に統合し、「その他（アパートなど）」と同様にその敷地面積の報告を求めないようすることで報告者負担の軽減を図る。

前回調査の結果、現住居の敷地が「所有地・借地以外」で「一戸建・長屋建（テラスハウスを含む）」に居住する世帯は全世帯の4.4%（一戸建2.7%、長屋建1.7%）であり、また、当該世帯の敷地面積は現住居の敷地面積全体の3.1%程度に留まっている（現住居の敷地の96.9%が所有地・借地である）ことから統合等に伴う結果利用上の影響は軽微と考える。

なお、所有地・借地以外の「その他（アパート）」に居住する世帯は全世帯の30.9%を占めるが、正確な報告が困難であるため、過去の調査からすでにその敷地面積は把握していない。



**IV 現住居の敷地について**

**20 所有地か 借地かなどの別**

・「所有地・借地以外」とは アパートや  
一戸建の借家などで 現住居の  
敷地の所有権又は借地権がない場合  
をいいます

所有地	借地		所有地・借地以外
	一般の 借地権	定期借地権 など	一戸建・長屋建 (テラスハウスを含む)      その他 (アパートなど)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (23欄へ)

**21 敷地面積**

・マンションなどの共同住宅や長屋建の場合は むね全体の敷地ではなく  
住んでいる住宅の敷地相当分(区分所有分)について書いてください

(小数点以下は四捨五入)  平方メートル (又は  坪)



令和5年調査 調査票甲 (案)

**IV 現住居の敷地について**

**22 所有地か 借地かなどの別**

・「所有地・借地以外」とは アパートや  
一戸建の借家などで 現住居の  
敷地の所有権又は借地権がない場合  
をいいます

所有地	借地		所有地・借地以外
	一般の 借地権	定期借地権 など	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (25欄へ)

**23 敷地面積**

・マンションなどの共同住宅や長屋建の場合は むね全体の敷地ではなく  
住んでいる住宅の敷地相当分(区分所有分)について書いてください

(小数点以下は四捨五入)  平方メートル (又は  坪)

(論点)

c 前回答申の「今後の課題」への対応状況

- 前回答申の3(2)①～④に掲げられている「今後の課題」について、それぞれ対応状況を整理の上、説明してください。

(課題の要旨)

- ① 「下宿・間借り又は住み込み」「住宅に間借り」など多くの報告者にとってなじみがあるとは必ずしもいえない表記の適切性や継続して把握する必要性等について検討すること。

(回答)

令和5年調査(調査票甲・乙)では同居世帯に調査票を配布しないこととするため、「持ち家か借家かなどの別」における「住宅に間借り」の選択肢は削除する。

また、「前住居」において設けている選択肢のうち、「下宿・間借り又は住み込み」については、前回調査における出現率が0.7%程度であるものの、住宅に居住する世帯の前住居の分析等に資する情報であること、選択肢の一つとして報告者負担の観点からも大きな影響がないと考えられること、より適切な代替表現も見当たらないことなどを総合的に勘案した結果、従前どおりに把握することとする。

令和5年調査 調査票甲(案)

7 現住居への入居時期 ※生まれたときから住んでいる場合は 出生時を入居時期とします  
・入居してから住居が建て替えられた場合は 建て替え以前の住居について記入してください  
令和5年 4年 3年 2年 平成31年～30年 27年 22年 17年 12年 平成2年～55年 45年 年以前

8 前住居 (ア)どんな住居に住んでいましたか  
・親の持ち家又は親が借りている家に住んでいた場合は「親その他の親族の家」とします  
民営の賃貸住宅 [ 一戸建・長屋建(テラスハウスを含む) ]  
都道府県・市区町村営賃貸住宅  
都市再生機構(UR)・公社などの賃貸住宅  
給与住宅(社宅・公務員住宅など)  
持ち家 [ 一戸建・長屋建(テラスハウスを含む) ]  
親子の他の親族の家  
下宿・間借り又は住み込み  
寮・寄宿舎  
その他

(イ)その居住室全体の広さは何畳でしたか  
※洋室の場合も畳数に含めます  
・食事室兼台所(ダイニング・キッチン)は居住室に含めますが 流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない部分は含めません

その畳数  
(小数第1位まで) [ 百 十 一 ] 畳  
又は (小数点以下は四捨五入) [ 千 百 十 一 ] 平方メートル

(課題の要旨)

- ② 近年増加している民間の高齢者施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因の把握・分析に資する選択肢の設定の余地について検討すること。

(回答)

本調査では、空き家の発生要因の把握・分析に資する母集団情報として居住世帯のない住宅（空き家）を所有する世帯に係る情報（下表参照）を引き続き整備してまいる。また、新たに「サービス付き高齢者住宅」に居住する世帯の実態を把握することとしており、この世帯の前住居や現住居以外の住宅の所有状況などの情報により、空き家の発生要因等の分析にも資するものとする。

【表】 前回調査における現住居以外の住宅を所有する普通世帯数・割合（％）

現住居以外の住宅の所有について	普通世帯数	割合
0_総数	53,788,000	100
1_現住居以外の住宅を所有している	5,110,000	9.5
11_居住世帯のある住宅	4,182,700	7.8
111_親族居住用	2,473,400	4.6
112_貸家用	1,226,300	2.3
113_売却用	61,300	0.1
114_その他	580,800	1.1
12_居住世帯のない住宅（空き家）	1,381,600	2.6
121_二次的住宅・別荘用（空き家）	380,000	0.7
122_貸家用（空き家）	192,300	0.4
123_売却用（空き家）	117,000	0.2
124_その他（空き家）	730,000	1.4
2_現住居以外の住宅を所有していない	46,923,300	87.2
不詳（表章なし）	1,754,700	3.3

(課題の要旨)

- ③ 住居形態の変動と人の移動状況に係るより詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討すること。

(回答)

本調査では、住居形態の変動等の分析にも資する世帯の現住居や前住居に関する情報を整備しており、今後とも引き続き当該情報を整備してまいる。その上で、「令和5年住宅・土地統計調査に関する研究会」(座長：浅見泰司東京大学大学院工学系研究科教授)において調査事項の追加の余地について検討を行った結果、①移動要因への回答は転職、離別、健康上の問題等、機微に触れる可能性もあること、②乙調査のみの調査事項が多く存在する中、これ以上、調査事項を追加することにより、現状でも報告者負担が大きい乙調査全体への影響が懸念されることから、調査事項の追加は適当ではないという結論に至った。

【参考】乙調査のみの調査事項

- 住宅に関する事項(現住居の名義)
- 現住居の敷地に関する事項(所有地の名義)
- 現住居以外の住宅に関する事項(所在地、建て方、取得方法、建築時期、居住世帯のない期間)
- 現住居以外の土地に関する事項(所在地、面積に関する事項、取得方法、取得時期)

(課題の要旨)

- ④ 「現住居への入居時期」等については、元号による年次表記の選択肢区分で把握し、集計・公表しているが、西暦を併記する方向で検討すること。

(回答)

電子調査票(HTML形式)においては、課題における指摘を踏まえ、和暦と西暦を表示する。

一方、紙の調査票については、物理的に併記するスペースがないが、「調査票の記入のしかた」において、和暦と西暦の早見表を掲載することで対応する。

集計・公表に際してもスペースの都合など、物理的に対応できないものを除き、併記について対応する。

【参考】令和5年住宅・土地統計調査試験調査「調査票の記入のしかた」に掲載した早見表

和暦と西暦の対比表			
建築の時期など年次について回答頂く項目は、和暦のみの選択肢です。 項目番号7、15、26、31、38をご記入の際、参考にしてください。			
和暦	西暦	和暦	西暦
昭和25年以前	1950年以前	平成23~27年	2011~2015年
昭和26~45年	1951~1970年	平成28~30年	2016~2018年
昭和46~55年	1971~1980年	平成31年~令和元年	2019年
昭和56~平成2年	1981~1990年	令和2年	2020年
平成3~12年	1991~2000年	令和3年	2021年
平成13~17年	2001~2005年	令和4年	2022年
平成18~22年	2006~2010年		

### (3) 集計区分の変更

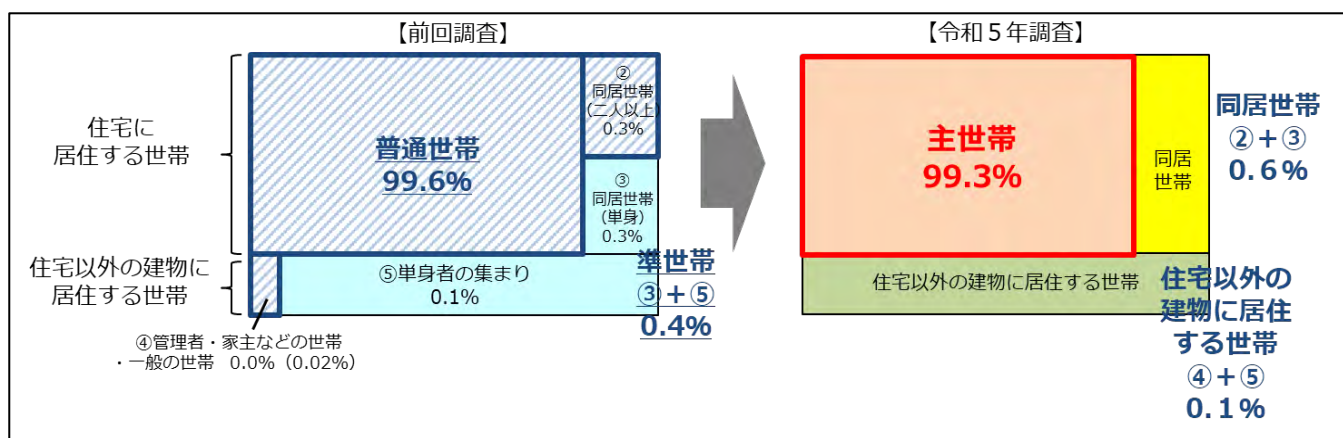
(論点)

以下の事項について説明をお願いします。

- これまで2種類の区分により集計を行ってきた理由
- 「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計に統一する詳細な経緯・理由
- 「普通世帯」「準世帯」の区分から「主世帯」「同居世帯」等の区分に変更する集計事項の時系列比較上の留意点と、それについての統計利用者への周知

(回答)

- 1 昭和28年から現在の区分を使用しているもので、主世帯、同居世帯の区分は住宅数のストックを集計する単位として主に使用し、普通世帯、準世帯の区分は、住宅等に居住する世帯を集計する単位として主に使用するという使い分けを行っている。
- 2 しかし、近年の居住状況の変更で、準世帯の割合は長期的に減少を続け、昭和28年調査には7.2%であったものが、前回調査では0.4%にまで低下しているほか、住宅以外の建物に居住する「管理者・家主などの世帯・一般の世帯」の割合は平成20年調査結果以降、0.0%（前回調査：0.02%）であり、「単身者の集まり」と区別した上で、普通世帯に含めて集計する必要性が低下している状況につき、「普通世帯」「準世帯」を区分して集計する実益がなくなりつつある。



一方、「主世帯」「同居世帯」等の区分については、「同居世帯」「住宅以外の建物に居住する世帯」の比率が、準世帯同様に僅少（1%未満）とはいえ、住宅に居住する世帯か否か、生計を別にする同居世帯か否か、といった観点から本調査として、引き続き必要とされる集計区分である。

このような状況を踏まえ、今回、これまで「普通世帯」「準世帯」の区分により行ってきた集計について、「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計に変更し、調査全体として、「主世帯」「同居世帯」等の区分による集計に統一することとする。

- 3 今回の変更により、「普通世帯」「準世帯」の区分から「主世帯」「同居世帯」等の区分に変更する集計事項については、時系列上の断層について懸念があると考えられるが、全世界帯に占める普通世帯の割合が99.6%であり、主世帯の割合についても99.3%とほとんど差はなく、大きな

断層は生じないと見込まれる。

なお、結果利活用上の利便性を考慮して、今回、集計区分の変更と影響については、総務省統計局ホームページにおいて、分かりやすく説明・情報提供することを予定している。

#### (4) 調査方法の変更

(論点)

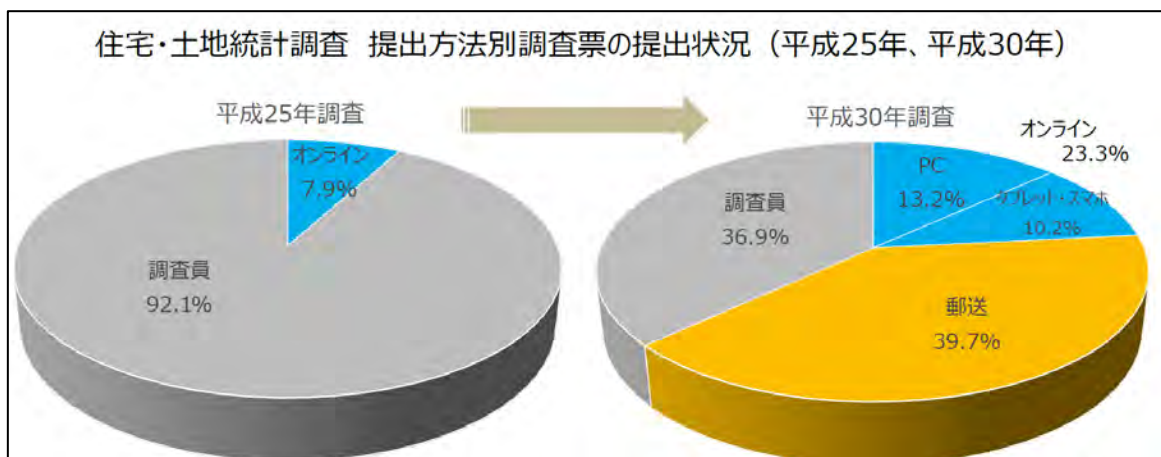
(a) オンライン調査の推進のために前回調査で講じた方策と、その成果についての検証・分析等の内容を説明してください。

特に、前回調査の実施後、統計調査員等や地方公共団体からどのような要望があったか説明してください。

(回答)

##### 1 オンラインID先行配布方式(二段階配布方式)の導入

前回調査においてオンラインID先行配布方式(二段階配布方式)を導入した結果、平成25年調査におけるオンライン回答率(7.9%)を大きく上回る23.3%のオンライン回答率を得ることができた。



その一方で、調査員事務、地方公共団体事務の複雑化、煩雑化を招くことになり、地方公共団体からは、令和5年調査は同時配布方式の導入を求める旨の多数の意見等が寄せられた。

(例：令和4年度大都市統計協議会からの要望を抜粋)

##### ○二段階配布方式を止め、同時配布方式にすること

平成30年調査においては、住宅・土地統計調査特有の複雑な事務に加え、二段階配布方式で実施したことにより、調査方法がさらに複雑化するとともに、調査スケジュールもタイトになった。また、インターネット回答用の調査書類の配布段階においても、世帯から調査員に対し紙の調査票の配布要望も多く、円滑な調査の実施に支障をきたした。

については、令和5年調査では、令和2年国勢調査と同様に同時配布方式により調査を実施すること。

このような状況を踏まえ、試験調査においては同時配布方式を採用し、地方事務の流れやオンライン回答率などを実地に確認した。その結果、地方事務も円滑に進み、オンライン回答率についても22.3%と、オンラインID先行配布方式（二段階配布方式）で実施した前回調査の回答率23.3%とほぼ同等の結果が得られた。

以上のことから、従前よりも社会一般としてオンライン調査が浸透しつつあると考えられることや、令和2年国勢調査においてもオンラインID同時配布方式により支障なく調査を行うことができたことも踏まえ、令和5年調査では同時配布方式により調査を実施する。

## 2 提出状況管理システムの導入

オンライン回答及び郵送による調査票の提出状況等を一元的に管理するために前回調査において導入したシステムであり、全体として市区町村及び調査員による調査事務の進捗状況の適切な管理や事務負担の軽減に資する運用がなされていた。地方公共団体からはシステムの導入については肯定的な意見等が多かったが、操作面（氏名の部分一致検索など抽出や検索機能の向上など）において改善を求める意見等もあったところ、令和5年調査においても引き続き導入し、操作面で地方公共団体の意見等を踏まえた改善を図る。

## 3 コールセンター機能の充実・強化

前回調査ではオンラインID先行配布方式（二段階配布方式）の導入に伴い、報告者等からの照会に対応するコールセンターのほかに、調査員が報告者からのオンライン回答又は郵送提出状況を確認するための「調査員専用コールセンター」を新たに設置し、コールセンター機能を充実・強化した。

運用の結果、オンラインID先行配布方式（二段階配布方式）の導入に伴い設置した調査員専用コールセンターが全受電件数の4割を占め、世帯からの照会対応に影響を与える場面もあった。地方公共団体からは回線数の増強を求める意見等があったが、令和5年調査では同時配布方式の導入に伴い、従前同様、調査員からの調査に関する照会は市区町村が対応するため「調査員専用コールセンター」は設置不要となり、その分のリソースを世帯からの照会対応に充て、世帯からの問合せに対して十分に対応できるよう措置する予定である。

(論点)

(b) 調査票の配布から取集までに至る具体的なスケジュールについて、前回調査と今回調査を比較する形でお示してください。

(回答)

前回調査ではオンラインID先行配布方式（二段階配布方式）の導入に伴い、オンライン回答のみ可能とする期間を設けるため、調査期間を1週間程度延長すると共に、調査開始時期も1週間程度前倒ししている。

令和5年調査では同時配布方式を導入するため、前々回の平成25年調査（同時配布方式）と同様のスケジュールとする。



令和5年調査（予定）	平成30年調査
9月23日（土） オンライン調査書類及び調査票の配布	9月15日（土） オンライン調査書類の配布
10月1日（日） 調査員による調査票の収集開始	9月19日（水） オンライン未回答世帯の特定
10月9日（月） 回答期限	9月25日（火） オンライン未回答世帯に調査票の配布 ※ 同居世帯の有無の確認のため、全住戸を訪問
10月24日（火） 実査期間終了	10月1日（月） 調査員による調査票の収集開始
	10月8日（月） 回答期限
	10月23日（火） 実査期間終了

（論点）

（c）オンライン回答率の維持・向上のため、今回調査ではどのような措置を講ずる予定か説明してください。

（回答）

令和5年調査ではオンライン回答の更なる推進に向け、オンライン調査システムにログインした世帯が途中で回答を断念することなく、最後までスムーズにオンライン回答できるようにシステムの利便性の向上を図る予定である。

具体的には、住宅・土地統計調査は、現住居への入居時期、居住室の畳数、床面積、敷地面積など、即座に回答することが困難な調査事項も少なくないため、世帯が回答を中断することを前提に、一時回答自動保存機能の導入、変更後のパスワードの初期化対応（世帯は最初にシステムにログインする際、パスワードを変更し、再ログイン時には変更後のパスワードを使用するが、変更後のパスワードを忘れた場合にパスワードを初期化する対応）を実施する予定である。

【システムの利便性向上のイメージ】

〇現状、画面を操作せずに60分程度経過すると自動的にログアウトとなり、一時回答保存していないデータは消滅

〇これを防止するため、回答のボタンを押下した時点で自動的に回答を保存する仕組みを導入

戻る 次へ

ボタン押下時に「一時回答保存」を同時実行

以上

## 令和 5 年住宅・土地統計調査 見直し後の標本設計の詳細

**1 目標精度達成に必要な最少標本調査区数の算出**

以下の 7 項目に基づき、目標精度達成に必要な市区町村別の最少標本調査区数（最少標本調査区数の最大数）を算出する。

目標精度（標準誤差率）：市区 5%以下、人口 1 万 5 千以上町村 10%以下（前回調査同様）

目標精度の対象は以下 7 項目の住宅数

「居住世帯あり」、「一戸建」、「持ち家」、「高齢者等のための設備あり」、「一定のバリアフリー化」、「最低居住面積水準以上」、「誘導居住面積水準以上」

目標精度達成に必要な最少標本調査区数 $m_{min}$ の算出方法

$$m_{min} = \left( s_b^2 + \frac{\bar{N} - \bar{n}}{\bar{N}} \cdot \frac{s_w^2}{\bar{n}} \right) / \left( \sigma^2 + \frac{s_b^2}{M} \right)$$

$$\text{ただし、} s_b^2 = \frac{1}{m-1} \sum_{i=1}^m (\hat{p}_i - \hat{p})^2 \text{ (調査区間分散)} \quad s_w^2 = \frac{\bar{n}}{m(\bar{n}-1)} \sum_{i=1}^m \hat{p}_i(1 - \hat{p}_i) \text{ (調査区内分散)}$$

$\sigma$ ：目標精度

$M$ ：母集団調査区数（平成 27 年国勢調査）

$m$ ：標本調査区数（平成 30 年調査実績、以下同様）

$\hat{p}_i$ ：調査項目の $i$ 調査区における出現率

$\hat{p}$ ：調査項目の市区町村における平均出現率

$\bar{N}$ ：調査区内世帯数（=50）

$\bar{n}$ ：調査区内標本世帯数（=17）

**2 地方事務負担の平準化のための再配分**

上記により算出した最少標本調査区数について、地方事務負担の平準化のために市区町村の最少標本調査区数を全国で合算し、それを線型変換法により世帯数比例的に各市区町村に配分する。

**3 総標本調査区数の決定**

上記で配分した最少標本調査区数について、全国及び都道府県別集計結果の結果精度を維持するため、市区町村の標本調査区数を調整し、最終的な総標本調査区数として世帯数比例的（令和 2 年国勢調査の世帯数による）に市区町村に再配分する。

## 令和5年住宅・土地統計調査 標本抽出方法及び結果の推定方法 新旧対照表

令和5年調査（案）	平成30年調査	変更点等
<p>1 抽出の方針</p> <p><u>令和2年国勢調査調査区<sup>注1)</sup>（以下「調査区」という。）</u>を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。</p>	<p>1 抽出の方針</p> <p><u>平成27年国勢調査調査区<sup>注1)</sup></u>を第1次抽出単位、調査区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出方法による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査の時点変更</li> <li>・形式的変更</li> </ul>
<p>2 調査区の層別基準</p> <p><u>調査区内の世帯数、住宅の所有の関係、住宅の建て方等<sup>注2)</sup></u>により<u>調査区</u>を層化する。（別紙参照）</p>	<p>2 調査区の層別基準</p> <p><u>平成27年国勢調査調査区を、当該調査区内の換算世帯数、住宅の所有の関係、65歳以上世帯員のいる一般世帯数割合等<sup>注2)</sup></u>により層化する。（別紙1参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅事情の変化、高齢化の進行等に伴う層別基準の見直し</li> <li>・形式的変更</li> </ul>
<p>3 抽出の方法</p> <p><u>(1) 指定調査区<sup>注3)</sup>の抽出（第1次抽出）</u></p> <p><u>全国の調査区から指定調査区を抽出する手順は、以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>市区町村別指定調査区数の算定</u></p> <p><u>市区町村別に目標精度（標準誤差率を市区においては5%以下、人口1万5千人以上の町村においては10%以下<sup>注4)</sup>）の達成に必要な最少標本調査区数を算定した上で、地方事務の平準化や全国・都道府県別の精度維持を考慮し、市区町村別の指定調査区数を算定する。</u></p> <p>② <u>指定調査区の抽出</u></p> <p><u>指定調査区は、市区及び人口1万5千人以上の</u></p>	<p>3 抽出の方法</p> <p><u>指定調査区<sup>注3)</sup>は、市区及び人口1万5千人以上の町村については市区町村ごとに、それ以外の町村については都道府県ごとに、それぞれ上記の層別基準により層別した調査区を配列した上で系統的に抽出する。</u></p> <p><u>なお、市区町村の行政区域は、平成29年7月1日現在<sup>注4)</sup>によることとする。</u></p> <p>4 抽出率</p> <p><u>指定調査区の抽出率は、結果表表章地域区分ごとの精度を考慮し、市区町村の人口規模に基づいて定める。（別紙2参照）</u></p> <p><u>なお、人口規模は、平成29年7月1日現在<sup>注4)</sup>の境界による平成27年の国勢調査人口によることとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の整理</li> <li>・標本設計の見直しによる市区町村別指定調査区数の算定方法の変更</li> <li>・記載内容の整理</li> </ul>

令和5年調査（案）	平成30年調査	変更点等
<p><u>町村については市区町村ごとに、それ以外の町村については都道府県ごとに、別紙の層別基準により層別した調査区を配列した上で、層別の抽出用ウエイトを用いて系統的に抽出する。</u></p> <p><u>なお、市区町村の行政区域は、令和4年7月1日現在<sup>注5)</sup>によることとする。</u></p> <p>③ <u>調査票甲を配布する調査区及び調査票乙を配布する調査区の指定</u></p> <p>ア <u>調査票甲を配布する調査区の指定</u>  <u>指定調査区のうち、下記イで指定する調査区以外の調査区を指定する。</u></p> <p>イ <u>調査票乙を配布する調査区の指定</u>  <u>調査票乙のみの調査事項について目標精度（現住居の敷地以外に宅地を所有する世帯数の標準誤差率について都道府県においては5%以下、政令指定都市においては7%以下）が得られるよう、政令指定都市（特別区はまとめて1市として扱う。）がある都道府県については政令指定都市とそれ以外の地域ごとに、それ以外の県については県ごとに②で抽出した指定調査区の中から系統的に抽出し、指定する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統抽出時の抽出用ウエイトの記載を追加。平成30年調査では結果精度確保の観点から別紙2に記載のとおり、住戸数の少ない層の抽出率を他の層の1/2としており、令和5年調査においても同等の措置を実施</li> <li>・記載内容の整理・充実</li> </ul>

令和5年調査（案）	平成30年調査	変更点等
<p><u>(2) 調査単位区の設定</u> 原則として、抽出した指定調査区を調査単位区とするが、指定調査区内の住戸数が一定数を超える指定調査区についてはそれぞれの単位区内の住戸数がほぼ均等になるよう、二つ以上に分割し、その中から一つの単位区を無作為に抽出して調査単位区とする。</p> <p><u>(3) 住戸の抽出（第2次抽出）</u> 全ての調査単位区から、無作為抽出によりそれぞれ17住戸を抽出する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の充実</li>   <li>・記載内容の充実</li> </ul>
<p><u>4 結果の推定方法</u></p> <p><u>(1) 表章地域ごとに、令和5年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査対象世帯人員の合計（人口）に線形推定乗率（以下の①～③の積）を乗じて合算する。</u></p> <p><u>①調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）</u></p> <p><u>②指定調査区を分割して調査単位区とした場合は、その分割数</u></p> <p><u>③調査単位区を含む指定調査区の属する層における抽出率の逆数（層内の調査区数÷指定調査区数）</u></p>	<p><u>1. 結果の推定方法について</u><sup>※</sup></p> <p><u>表章地域ごとに平成30年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）、標本調査区を分割して調査単位区とした場合はその分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率の逆数の積を乗じて合算し、平成30年10月1日現在の市区町村別総人口に合致するよう一定に比率を乗じた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の整理・充実</li> </ul>

※ 「結果の推定方法について」及び「目標精度について」は、「公的統計の整備に関する基本的計画（令和2年6月2日閣議決定）」に基づき、統計調査の調査計画を e-stat に掲載するに当たり、調査計画の参考情報として作成した資料から引用

令和5年調査（案）	平成30年調査	変更点等
<p>(2) <u>上記により、人口を復元した結果が、令和5年10月1日現在の市区町村別総人口に合致するように比推定用乗率を算出する。</u></p> <p>(3) <u>表章地域ごとに、調査単位区別の調査結果に線形推定乗率、比推定用乗率を乗じて合算することで推定値を算出する。</u></p>	<p>2. <u>目標精度について</u><sup>*</sup></p> <p><u>目標精度については、標準誤差率を市区においては5%以下、人口1万5千人以上の町村においては10%以下となるようにしている。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標精度に関する記載は「3 抽出の方法」に移動</li> </ul>
<p><sup>注1</sup> <u>刑務所・拘置所等のある区域（後置番号5の調査区）、自衛隊区域（同6の調査区）、駐留軍区域（同7の調査区）、水面調査区（同9の調査区）を除く。以下同じ。</u></p> <p><sup>注2</sup> <u>令和2年国勢調査の結果による。</u></p> <p><sup>注3</sup> <u>住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第12条第1項に規定する単位区の設定に係る事務を実施するための調査区をいう。</u></p> <p><sup>注4</sup> <u>目標精度の対象は以下7項目の住宅数</u>  <u>「居住世帯あり」、「一戸建」、「持ち家」、「高齢者等のための設備あり」、「一定のバリアフリー化」、「最低居住面積水準以上」、「誘導居住面積水準以上」</u></p> <p><sup>注5</sup> <u>指定調査区抽出時に令和4年7月2日以降の市区町村の廃置分合に関する情報を入手できた場合には、その情報を取り入れる。</u></p>	<p><sup>注1</sup> <u>刑務所・拘置所のある区域（後置番号5の調査区）、自衛隊区域（同6の調査区）、駐留軍区域（同7の調査区）、水面調査区（同9の調査区）を除く。以下同じ。</u></p> <p><sup>注2</sup> <u>平成27年国勢調査の結果による。</u></p> <p><sup>注3</sup> <u>住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）第12条1項に規定する単位区の設定に係る事務を実施するための調査区をいう。</u></p> <p><sup>注4</sup> <u>指定調査区抽出時に平成29年7月2日以降の市区町村の廃置分合に関する情報を入手できた場合には、その情報を取り入れる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形式的変更</li> <li>・国勢調査の時点変更</li> <li>・形式的変更</li> <li>・記載の充実</li> <li>・時点変更</li> </ul>

令和5年調査（案）	平成30年調査	変更点等																																																																																																																														
<p>別紙</p> <table border="1" data-bbox="159 312 844 863"> <thead> <tr> <th>層別基準</th> <th>層符号</th> <th>抽出用ウエイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区</td> <td>010</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>世帯数が0の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区</td> <td>020</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>世帯数が18世帯以上の調査区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区</td> <td>110</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区</td> <td>120</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区</td> <td>210</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区</td> <td>220</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区</td> <td>230</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区</td> <td>310</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区</td> <td>320</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同住宅で階数が2階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区</td> <td>410</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>共同住宅で階数が3階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区</td> <td>420</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>430</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区</td> <td>510</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区</td> <td>610</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区</td> <td>620</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区</td> <td>630</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区</td> <td>640</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他の調査区</td> <td>910</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。</p>	層別基準	層符号	抽出用ウエイト	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010	1	世帯数が0の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	020	1	世帯数が18世帯以上の調査区			都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	110	2	都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	120	2	給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	210	2	給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	220	2	給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	230	2	公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	310	2	公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	320	2	民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区			共同住宅で階数が2階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区	410	2	共同住宅で階数が3階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区	420	2	その他	430	2	持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	510	2	持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区	610	2	持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区	620	2	持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区	630	2	持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区	640	2	その他の調査区	910	2	<p>別紙<sub>1</sub></p> <table border="1" data-bbox="907 312 1525 1198"> <thead> <tr> <th colspan="2">層別基準</th> <th>調査区の層符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区</td> <td>010</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>021</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>022</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>031</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>032</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">3階建て以上の共同90住宅以上の世帯調査区</td> <td>給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>その他の調査区</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">換算世帯数が16以上の調査区</td> <td>給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>312</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>412</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>511</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>512</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>611</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>612</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>711</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が</td> <td>30%未満</td> <td>801</td> </tr> <tr> <td>30%以上</td> <td>802</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。</p> <p>注2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + <math>\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯員}}{3}</math></p>	層別基準		調査区の層符号	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	021	30%以上	022	間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	031	30%以上	032	3階建て以上の共同90住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	110	公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	121	30%以上	122	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	130	持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	140	その他の調査区	150	換算世帯数が16以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	210	公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	311	30%以上	312	民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	411	30%以上	412	民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	511	30%以上	512	持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	611	30%以上	612	持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	711	30%以上	712	その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	801	30%以上	802	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅事情の変化や高齢化の進行等に 伴う層別基準の見直し</li> <li>抽出用ウエイトの追加</li> </ul>
層別基準	層符号	抽出用ウエイト																																																																																																																														
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区	010	1																																																																																																																														
世帯数が0の調査区又は世帯数が17世帯以下の調査区	020	1																																																																																																																														
世帯数が18世帯以上の調査区																																																																																																																																
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	110	2																																																																																																																														
都市再生機構・公社等に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	120	2																																																																																																																														
給与住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	210	2																																																																																																																														
給与住宅に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	220	2																																																																																																																														
給与住宅に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	230	2																																																																																																																														
公営借家に居住の一般世帯数が30%以上の調査区	310	2																																																																																																																														
公営借家に居住の一般世帯数が10%以上の調査区	320	2																																																																																																																														
民営借家に居住の一般世帯数が50%以上の調査区																																																																																																																																
共同住宅で階数が2階建て以下の一般世帯数が50%以上の調査区	410	2																																																																																																																														
共同住宅で階数が3階建て以上の一般世帯数が50%以上の調査区	420	2																																																																																																																														
その他	430	2																																																																																																																														
持ち家で共同住宅に居住の一般世帯数が50%以上の調査区	510	2																																																																																																																														
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が95%以上の調査区	610	2																																																																																																																														
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が80%以上の調査区	620	2																																																																																																																														
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が65%以上の調査区	630	2																																																																																																																														
持ち家で一戸建てに居住の一般世帯数が50%以上の調査区	640	2																																																																																																																														
その他の調査区	910	2																																																																																																																														
層別基準		調査区の層符号																																																																																																																														
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010																																																																																																																														
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	021																																																																																																																														
	30%以上	022																																																																																																																														
間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	031																																																																																																																														
	30%以上	032																																																																																																																														
3階建て以上の共同90住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	110																																																																																																																														
	公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	121																																																																																																																													
		30%以上	122																																																																																																																													
	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	130																																																																																																																														
	持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	140																																																																																																																														
	その他の調査区	150																																																																																																																														
	換算世帯数が16以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	210																																																																																																																													
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	311																																																																																																																												
			30%以上	312																																																																																																																												
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	411																																																																																																																												
30%以上			412																																																																																																																													
民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511																																																																																																																													
		30%以上	512																																																																																																																													
持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611																																																																																																																													
		30%以上	612																																																																																																																													
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	711																																																																																																																													
	30%以上	712																																																																																																																														
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	801																																																																																																																														
	30%以上	802																																																																																																																														

令和5年調査（案）	平成30年調査	変更点等																																							
(削除)	<p>別紙2</p> <table border="1" data-bbox="880 292 1561 794"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="880 292 1274 395" rowspan="2">地 域</th> <th colspan="2" data-bbox="1274 292 1561 320">調査区の抽出率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1274 320 1426 395">層符号010、021、022以外の調査区</th> <th data-bbox="1426 320 1561 395">層符号010、021、022の調査区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="880 395 931 715" rowspan="8">市 部</td> <td data-bbox="931 395 1274 435">人口60万以上の市区</td> <td data-bbox="1274 395 1426 435">1/10</td> <td data-bbox="1426 395 1561 435">1/20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 435 1274 475">人口50万以上60万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 435 1426 475">1/9</td> <td data-bbox="1426 435 1561 475">1/18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 475 1274 515">人口40万以上50万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 475 1426 515">1/8</td> <td data-bbox="1426 475 1561 515">1/16</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 515 1274 555">人口30万以上40万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 515 1426 555">1/7</td> <td data-bbox="1426 515 1561 555">1/14</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 555 1274 595">人口20万以上30万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 555 1426 595">1/6</td> <td data-bbox="1426 555 1561 595">1/12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 595 1274 635">人口10万以上20万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 595 1426 635">1/5</td> <td data-bbox="1426 595 1561 635">1/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 635 1274 675">人口5万以上10万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 635 1426 675">1/3</td> <td data-bbox="1426 635 1561 675">1/6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="931 675 1274 715">人口5万未満の市区</td> <td data-bbox="1274 675 1426 715">1/2</td> <td data-bbox="1426 675 1561 715">1/4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="880 715 931 754">郡</td> <td data-bbox="931 715 1274 754">人口1万5千以上の町村</td> <td data-bbox="1274 715 1426 754">1/4</td> <td data-bbox="1426 715 1561 754">1/8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="880 754 931 794">部</td> <td data-bbox="931 754 1274 794">人口1万5千未満の町村</td> <td data-bbox="1274 754 1426 794">1/8</td> <td data-bbox="1426 754 1561 794">1/16</td> </tr> </tbody> </table>	地 域		調査区の抽出率		層符号010、021、022以外の調査区	層符号010、021、022の調査区	市 部	人口60万以上の市区	1/10	1/20	人口50万以上60万未満の市区	1/9	1/18	人口40万以上50万未満の市区	1/8	1/16	人口30万以上40万未満の市区	1/7	1/14	人口20万以上30万未満の市区	1/6	1/12	人口10万以上20万未満の市区	1/5	1/10	人口5万以上10万未満の市区	1/3	1/6	人口5万未満の市区	1/2	1/4	郡	人口1万5千以上の町村	1/4	1/8	部	人口1万5千未満の町村	1/8	1/16	<ul style="list-style-type: none"> <li>標本設計の見直しに伴う人口規模階級別の抽出率の廃止</li> </ul>
地 域				調査区の抽出率																																					
		層符号010、021、022以外の調査区	層符号010、021、022の調査区																																						
市 部	人口60万以上の市区	1/10	1/20																																						
	人口50万以上60万未満の市区	1/9	1/18																																						
	人口40万以上50万未満の市区	1/8	1/16																																						
	人口30万以上40万未満の市区	1/7	1/14																																						
	人口20万以上30万未満の市区	1/6	1/12																																						
	人口10万以上20万未満の市区	1/5	1/10																																						
	人口5万以上10万未満の市区	1/3	1/6																																						
	人口5万未満の市区	1/2	1/4																																						
郡	人口1万5千以上の町村	1/4	1/8																																						
部	人口1万5千未満の町村	1/8	1/16																																						



## 令和5年住宅・土地統計調査試験調査の実施結果について

### 調査の目的

令和5年住宅・土地統計調査の調査計画の立案に当たり、調査環境の変化に対する的確に対応するための調査方法等、必要な事項を実地に検証し、調査計画の策定に必要な基礎資料を得ること

### 調査の概要

- 調査日 : 令和4年6月22日(水)
  - 調査対象 : 5県10市町  
〔 山形県(山形市、酒田市)、千葉県(松戸市、印西市)、  
石川県(野々市市、津幡町)、兵庫県(神戸市(灘区)、宝塚市)、  
佐賀県(鳥栖市、基山町) 〕  
80調査単位区(1市町あたり8調査単位区)  
1360住戸(1調査単位区から17住戸を抽出)
  - 調査員数 : 20人(1人につき4調査単位区を担当)
  - 調査票 : 調査票(ロングフォーム) ⇒ 15~22頁  
建物調査票 ⇒ 23、24頁
  - 調査の流れ : 総務省 → 県 → 市町 → 調査員 → 調査対象住戸・世帯
- ※ 調査書類は同時配布方式により配布  
※ 回答方法は、オンライン、郵送、調査員回収のいずれかの方法による  
(調査対象世帯が選択)
- 主な検証内容 : ① 調査方法 ② 調査事項等の見直し

## 令和5年住宅・土地統計調査試験調査 集計結果表

第 1 表 市区町、回収方法別住戸・世帯数及び割合

第 2 表 市区町、地域特性、回収方法別割合

第 3 表 調査事項（調査票）、回収方法、記入状況別件数

第 4 表 調査事項（調査票）、回収方法、記入状況別割合

第 5 表 調査事項（調査票）、地域特性、記入状況別件数

第 6 表 調査事項（調査票）、地域特性、記入状況別割合

第 7 表 調査事項（建物調査票）、記入状況別件数及び割合

第1表 市区町、回収方法別住戸・世帯数及び割合

住戸、世帯数

	① 調査票 回収世帯数	回収方法			② 居住世帯のない 住宅 (空き家等)	調査対象総数 ①+②
		オンライン	郵送	調査員		
合計	1,099	245	479	375	114	1,213
山形県計	211	32	125	54	29	240
山形県山形市	104	16	46	42	16	120
山形県酒田市	107	16	79	12	13	120
千葉県計	213	40	88	85	27	240
千葉県松戸市	114	20	42	52	7	121
千葉県印西市	99	20	46	33	20	119
石川県計	215	61	87	67	26	241
石川県野々市市	111	33	34	44	9	120
石川県津幡町	104	28	53	23	17	121
兵庫県計	233	59	56	118	18	251
兵庫県神戸市灘区	110	34	18	58	10	120
兵庫県宝塚市	123	25	38	60	8	131
佐賀県計	227	53	123	51	14	241
佐賀県鳥栖市	117	28	55	34	3	120
佐賀県基山町	110	25	68	17	11	121

世帯数割合 (%)

	① 調査票 回収世帯数	回収方法			② 居住世帯のない 住宅 (空き家等)	調査対象総数 ①+②
		オンライン	郵送	調査員		
合計	100.0	22.3	43.6	34.1	-	-
山形県計	100.0	15.2	59.2	25.6	-	-
山形県山形市	100.0	15.4	44.2	40.4	-	-
山形県酒田市	100.0	15.0	73.8	11.2	-	-
千葉県計	100.0	18.8	41.3	39.9	-	-
千葉県松戸市	100.0	17.5	36.8	45.6	-	-
千葉県印西市	100.0	20.2	46.5	33.3	-	-
石川県計	100.0	28.4	40.5	31.2	-	-
石川県野々市市	100.0	29.7	30.6	39.6	-	-
石川県津幡町	100.0	26.9	51.0	22.1	-	-
兵庫県計	100.0	25.3	24.0	50.6	-	-
兵庫県神戸市灘区	100.0	30.9	16.4	52.7	-	-
兵庫県宝塚市	100.0	20.3	30.9	48.8	-	-
佐賀県計	100.0	23.3	54.2	22.5	-	-
佐賀県鳥栖市	100.0	23.9	47.0	29.1	-	-
佐賀県基山町	100.0	22.7	61.8	15.5	-	-

第2表 市区町、地域特性、回収方法別割合

単位 (%)

地域特性	調査対象世帯	回収方法		
		オンライン	郵送	調査員
間借り世帯の多い調査区	100.0	16.1	51.6	32.3
独身寮に居住する 単身者の多い調査区	100.0	6.7	33.3	60.0
施設等に居住している 世帯の多い調査区	100.0	0.0	75.0	25.0
共同住宅でオートロックマンション・ ワルムマンションのある調査区	100.0	23.4	33.9	42.7
一戸建の多い調査区	100.0	24.4	52.5	23.1
合計	100.0	22.3	43.6	34.1

単位 (%)

市区町	地域特性	調査対象世帯	回収方法		
			オンライン	郵送	調査員
山形県山形市	間借り世帯	100.0	7.7	53.8	38.5
	独身寮	100.0	0.0	100.0	0.0
	施設等	-	-	-	-
	共同住宅	100.0	20.6	34.9	44.4
	一戸建	100.0	7.4	59.3	33.3
山形県酒田市	間借り世帯	100.0	13.3	86.7	0.0
	独身寮	100.0	0.0	100.0	0.0
	施設等	-	-	-	-
	共同住宅	100.0	23.3	56.7	20.0
	一戸建	100.0	11.5	78.7	9.8
千葉県松戸市	間借り世帯	100.0	17.5	34.9	47.6
	独身寮	100.0	0.0	100.0	0.0
	施設等	-	-	-	-
	共同住宅	100.0	14.7	35.3	50.0
	一戸建	100.0	26.7	40.0	33.3
千葉県印西市	間借り世帯	100.0	15.8	50.0	34.2
	独身寮	-	-	-	-
	施設等	100.0	0.0	0.0	100.0
	共同住宅	100.0	16.1	51.6	32.3
	一戸建	100.0	31.0	37.9	31.0
石川県野々市市	間借り世帯	-	-	-	-
	独身寮	-	-	-	-
	施設等	100.0	0.0	100.0	0.0
	共同住宅	100.0	33.3	26.9	39.8
	一戸建	100.0	11.8	47.1	41.2
石川県津幡町	間借り世帯	-	-	-	-
	独身寮	-	-	-	-
	施設等	100.0	0.0	100.0	0.0
	共同住宅	-	-	-	-
	一戸建	100.0	28.0	49.0	23.0
兵庫県神戸市灘区	間借り世帯	-	-	-	-
	独身寮	-	-	-	-
	施設等	100.0	0.0	100.0	0.0
	共同住宅	100.0	32.0	14.0	54.0
	一戸建	100.0	22.2	33.3	44.4
兵庫県宝塚市	間借り世帯	-	-	-	-
	独身寮	100.0	10.0	10.0	80.0
	施設等	-	-	-	-
	共同住宅	100.0	17.2	28.1	54.7
	一戸建	100.0	26.5	38.8	34.7
佐賀県鳥栖市	間借り世帯	100.0	18.8	68.8	12.5
	独身寮	100.0	0.0	0.0	100.0
	施設等	-	-	-	-
	共同住宅	100.0	19.4	43.3	37.3
	一戸建	100.0	52.9	23.5	23.5
佐賀県基山町	間借り世帯	-	-	-	-
	独身寮	-	-	-	-
	施設等	100.0	0.0	0.0	100.0
	共同住宅	100.0	9.7	67.7	22.6
	一戸建	100.0	28.2	60.3	11.5

第3表 調査事項（調査票）、回収方法、記入状況別件数

住宅に居住している世帯

単位（件）

調査事項	総数		回収方法						
	対象数	未記入	オンライン		郵送		調査員		
			対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入	
1(ア)	世帯人員の合計	753	34	245	0	470	18	38	16
1(イ)	男女の別	1,777	33	645	0	1,058	32	74	1
	年齢	1,777	44	645	0	1,058	42	74	2
	配偶者の有無	1,777	94	645	0	1,058	89	74	5
	続き柄	1,777	39	645	0	1,058	37	74	2
2	世帯全員の1年間の収入(税込み)	753	23	245	0	470	6	38	17
3(ア)	同居世帯の有無	753	32	245	0	470	17	38	15
3(イ)	同居世帯の世帯数	46	0	15	0	30	0	1	0
3(ウ)	同居世帯の世帯人員の合計	46	2	15	0	30	2	1	0
	うち65歳以上の世帯人員	46	4	15	0	30	4	1	0
4	勤めか自営かなどの別	753	50	245	0	470	31	38	19
5	通勤時間(片道)	493	3	203	0	282	3	8	0
6	子の住んでいる場所	753	64	245	0	470	44	38	20
7	現住居への入居時期	753	46	245	0	470	29	38	17
8(ア)	どこに住んでいましたか	123	8	61	0	60	7	2	1
8(イ)	どんな住居に住んでいましたか	123	1	61	0	60	1	2	0
8(ウ)	その居住室全体の広さは何畳でしたか	92	8	46	3	44	4	2	1
9	居住室の合計	753	50	245	0	470	29	38	21
	居住室の量数	753	83	245	7	470	53	38	23
	居住室の合計(うち同居世帯が使用)	46	2	15	0	30	2	1	0
	居住室の量数(うち同居世帯が使用)	46	4	15	0	30	4	1	0
10	持ち家か借家かなどの別	753	29	245	0	470	13	38	16
11	現住居の名義	593	40	185	0	372	21	36	19
	持ち分	9	1	5	1	4	0	-	-
12	1か月の家賃又は間代	753	153	245	0	470	130	38	23
	1か月の共益費又は管理費	753	220	245	0	470	195	38	25
	1か月の家賃又は間代(同居世帯)	46	14	15	0	30	13	1	1
	1か月の共益費又は管理費(同居世帯)	46	17	15	0	30	16	1	1
13	住宅の構造	753	41	245	0	470	23	38	18
14	床面積	753	121	245	0	470	98	38	23
	うち一階の床面積	392	83	115	10	260	64	17	9
15	建築の時期(完成の時期)	753	70	245	0	470	50	38	20
16	台所の型	753	42	245	0	470	24	38	18
17	高齢者等のための設備等	753	72	245	0	470	52	38	20

調査事項		総数		回収方法					
				オンライン		郵送		調査員	
		対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入
18(ア)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した温水機器等	753	65	245	0	470	46	38	19
18(イ)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した発電機器	753	77	245	0	470	58	38	19
18(ウ)	省エネルギー設備等 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	753	63	245	0	470	43	38	20
19	住宅の建て替え 新築 購入などの別	593	82	185	0	372	59	36	23
20(ア)	住宅の増改築や改修工事等の有無	593	50	185	0	372	32	36	18
20(イ)	高齢者等のための設備の工事の有無	593	51	185	0	372	32	36	19
21	平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無	593	60	185	0	372	41	36	19
22	平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無	593	50	185	0	372	30	36	20
23	所有地か借地かなどの別	753	67	245	0	470	49	38	18
24	所有地の名義	517	5	170	0	328	4	19	1
	持ち分	29	9	8	2	20	6	1	1
25	敷地面積	593	115	185	11	372	79	36	25
26(ア)	現住居の敷地の取得方法	527	24	175	0	333	20	19	4
26(イ)	現住居の敷地の取得時期	527	23	175	0	333	18	19	5
27(ア)	現住居以外の住宅の所有の有無	753	56	245	0	470	39	38	17
27(イ)	現住居以外の住宅の所有戸数	70	4	18	0	48	2	4	2
28	居住世帯のない住宅の所有状況 住宅の所在地	13	4	1	0	12	4	-	-
29	居住世帯のない住宅の所有状況 建て方	13	0	1	0	12	0	-	-
30	居住世帯のない住宅の所有状況 取得方法	13	0	1	0	12	0	-	-
31	居住世帯のない住宅の所有状況 建築の時期	13	0	1	0	12	0	-	-
32	居住世帯のない住宅の所有状況 居住世帯のない期間	13	2	1	0	12	2	-	-
33(ア)	現住居以外の土地の所有の有無	753	98	245	0	470	77	38	21
33(イ)	土地の種類及び所有総数	99	50	21	0	74	46	4	4
34	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所在地	84	17	17	0	64	16	3	1
35	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所有形態	84	10	17	0	64	8	3	2
36	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の面積	84	8	17	0	64	7	3	1
37	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得方法	84	5	17	0	64	4	3	1
38	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得時期	84	5	17	0	64	4	3	1
39	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の利用現況	84	9	17	0	64	8	3	1
40	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の主たる使用者	63	2	16	0	45	2	2	0
41	現住居の敷地以外に所有する農地 農地の所在地	30	11	7	0	21	11	2	0
42	現住居の敷地以外に所有する農地 面積の合計	30	3	7	0	21	2	2	1
43	現住居の敷地以外に所有する山林 山林の所在地	21	8	4	0	17	8	-	-
44	現住居の敷地以外に所有する山林 面積の合計	21	5	4	0	17	5	-	-

第4表 調査事項（調査票）、回収方法、記入状況別割合

住宅に居住している世帯

単位（％）

調査事項	総数		回収方法						
			オンライン		郵送		調査員		
	対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入	
1(ア)	世帯人員の合計	100.0	4.5	100.0	0.0	100.0	3.8	100.0	42.1
1(イ)	男女の別	100.0	1.9	100.0	0.0	100.0	3.0	100.0	1.4
	年齢	100.0	2.5	100.0	0.0	100.0	4.0	100.0	2.7
	配偶者の有無	100.0	5.3	100.0	0.0	100.0	8.4	100.0	6.8
	続き柄	100.0	2.2	100.0	0.0	100.0	3.5	100.0	2.7
2	世帯全員の1年間の収入(税込み)	100.0	3.1	100.0	0.0	100.0	1.3	100.0	44.7
3(ア)	同居世帯の有無	100.0	4.2	100.0	0.0	100.0	3.6	100.0	39.5
3(イ)	同居世帯の世帯数	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
3(ウ)	同居世帯の世帯人員の合計	100.0	4.3	100.0	0.0	100.0	6.7	100.0	0.0
	うち65歳以上の世帯人員	100.0	8.7	100.0	0.0	100.0	13.3	100.0	0.0
4	勤めか自営かなどの別	100.0	6.6	100.0	0.0	100.0	6.6	100.0	50.0
5	通勤時間(片道)	100.0	0.6	100.0	0.0	100.0	1.1	100.0	0.0
6	子の住んでいる場所	100.0	8.5	100.0	0.0	100.0	9.4	100.0	52.6
7	現住居への入居時期	100.0	6.1	100.0	0.0	100.0	6.2	100.0	44.7
8(ア)	どこに住んでいましたか	100.0	6.5	100.0	0.0	100.0	11.7	100.0	50.0
8(イ)	どんな住居に住んでいましたか	100.0	0.8	100.0	0.0	100.0	1.7	100.0	0.0
8(ウ)	その居住室全体の広さは何畳でしたか	100.0	8.7	100.0	6.5	100.0	9.1	100.0	50.0
9	居住室の合計	100.0	6.6	100.0	0.0	100.0	6.2	100.0	55.3
	居住室の量数	100.0	11.0	100.0	2.9	100.0	11.3	100.0	60.5
	居住室の合計(うち同居世帯が使用)	100.0	4.3	100.0	0.0	100.0	6.7	100.0	0.0
	居住室の量数(うち同居世帯が使用)	100.0	8.7	100.0	0.0	100.0	13.3	100.0	0.0
10	持ち家か借家かなどの別	100.0	3.9	100.0	0.0	100.0	2.8	100.0	42.1
11	現住居の名義	100.0	6.7	100.0	0.0	100.0	5.6	100.0	52.8
	持ち分	100.0	11.1	100.0	20.0	100.0	0.0	-	-
12	1か月の家賃又は間代	100.0	20.3	100.0	0.0	100.0	27.7	100.0	60.5
	1か月の共益費又は管理費	100.0	29.2	100.0	0.0	100.0	41.5	100.0	65.8
	1か月の家賃又は間代(同居世帯)	100.0	30.4	100.0	0.0	100.0	43.3	100.0	100.0
	1か月の共益費又は管理費(同居世帯)	100.0	37.0	100.0	0.0	100.0	53.3	100.0	100.0
13	住宅の構造	100.0	5.4	100.0	0.0	100.0	4.9	100.0	47.4
14	床面積	100.0	16.1	100.0	0.0	100.0	20.9	100.0	60.5
	うち一階の床面積	100.0	21.2	100.0	8.7	100.0	24.6	100.0	52.9
15	建築の時期(完成の時期)	100.0	9.3	100.0	0.0	100.0	10.6	100.0	52.6
16	台所の型	100.0	5.6	100.0	0.0	100.0	5.1	100.0	47.4
17	高齢者等のための設備等	100.0	9.6	100.0	0.0	100.0	11.1	100.0	52.6

調査事項		総数		回収方法					
				オンライン		郵送		調査員	
		対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入
18(ア)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した温水機器等	100.0	8.6	100.0	0.0	100.0	9.8	100.0	50.0
18(イ)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した発電機器	100.0	10.2	100.0	0.0	100.0	12.3	100.0	50.0
18(ウ)	省エネルギー設備等 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	100.0	8.4	100.0	0.0	100.0	9.1	100.0	52.6
19	住宅の建て替え 新築 購入などの別	100.0	13.8	100.0	0.0	100.0	15.9	100.0	63.9
20(ア)	住宅の増改築や改修工事等の有無	100.0	8.4	100.0	0.0	100.0	8.6	100.0	50.0
20(イ)	高齢者等のための設備の工事の有無	100.0	8.6	100.0	0.0	100.0	8.6	100.0	52.8
21	平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無	100.0	10.1	100.0	0.0	100.0	11.0	100.0	52.8
22	平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無	100.0	8.4	100.0	0.0	100.0	8.1	100.0	55.6
23	所有地か借地かなどの別	100.0	8.9	100.0	0.0	100.0	10.4	100.0	47.4
24	所有地の名義	100.0	1.0	100.0	0.0	100.0	1.2	100.0	5.3
	持ち分	100.0	31.0	100.0	25.0	100.0	30.0	100.0	100.0
25	敷地面積	100.0	19.4	100.0	5.9	100.0	21.2	100.0	69.4
26(ア)	現住居の敷地の取得方法	100.0	4.6	100.0	0.0	100.0	6.0	100.0	21.1
26(イ)	現住居の敷地の取得時期	100.0	4.4	100.0	0.0	100.0	5.4	100.0	26.3
27(ア)	現住居以外の住宅の所有の有無	100.0	7.4	100.0	0.0	100.0	8.3	100.0	44.7
27(イ)	現住居以外の住宅の所有戸数	100.0	5.7	100.0	0.0	100.0	4.2	100.0	50.0
28	居住世帯のない住宅の所有状況 住宅の所在地	100.0	30.8	100.0	0.0	100.0	33.3	-	-
29	居住世帯のない住宅の所有状況 建て方	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	-	-
30	居住世帯のない住宅の所有状況 取得方法	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	-	-
31	居住世帯のない住宅の所有状況 建築の時期	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	-	-
32	居住世帯のない住宅の所有状況 居住世帯のない期間	100.0	15.4	100.0	0.0	100.0	16.7	-	-
33(ア)	現住居以外の土地の所有の有無	100.0	13.0	100.0	0.0	100.0	16.4	100.0	55.3
33(イ)	土地の種類及び所有総数	100.0	50.5	100.0	0.0	100.0	62.2	100.0	100.0
34	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所在地	100.0	20.2	100.0	0.0	100.0	25.0	100.0	33.3
35	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所有形態	100.0	11.9	100.0	0.0	100.0	12.5	100.0	66.7
36	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の面積	100.0	9.5	100.0	0.0	100.0	10.9	100.0	33.3
37	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得方法	100.0	6.0	100.0	0.0	100.0	6.3	100.0	33.3
38	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得時期	100.0	6.0	100.0	0.0	100.0	6.3	100.0	33.3
39	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の利用現況	100.0	10.7	100.0	0.0	100.0	12.5	100.0	33.3
40	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の主たる使用者	100.0	3.2	100.0	0.0	100.0	4.4	100.0	0.0
41	現住居の敷地以外に所有する農地 農地の所在地	100.0	36.7	100.0	0.0	100.0	52.4	100.0	0.0
42	現住居の敷地以外に所有する農地 面積の合計	100.0	10.0	100.0	0.0	100.0	9.5	100.0	50.0
43	現住居の敷地以外に所有する山林 山林の所在地	100.0	38.1	100.0	0.0	100.0	47.1	-	-
44	現住居の敷地以外に所有する山林 面積の合計	100.0	23.8	100.0	0.0	100.0	29.4	-	-



第5表 調査事項（調査票）、地域特性、記入状況別件数

住宅に居住している世帯

単位（件）

調査事項		総数		うち共同住宅でオートロックマンション・ワルムマンションのある調査区		うち一戸建の多い調査区	
		対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入
1(ア)	世帯人員の合計	753	34	306	15	321	7
1(イ)	男女の別	1777	33	633	8	822	20
	年齢	1777	44	633	13	822	24
	配偶者の有無	1777	94	633	23	822	47
	続き柄	1777	39	633	9	822	22
2	世帯全員の1年間の収入(税込み)	753	23	306	11	321	2
3(ア)	同居世帯の有無	753	32	306	12	321	8
3(イ)	同居世帯の世帯数	46	0	3	0	29	0
3(ウ)	同居世帯の世帯人員の合計	46	2	3	0	29	1
	うち65歳以上の世帯人員	46	4	3	0	29	3
4	勤めか自営かなどの別	753	50	306	18	321	16
5	通勤時間(片道)	493	3	226	1	189	2
6	子の住んでいる場所	753	64	306	24	321	25
7	現住居への入居時期	753	46	306	20	321	13
8(ア)	どこに住んでいましたか	123	8	71	5	38	2
8(イ)	どんな住居に住んでいましたか	123	1	71	0	38	0
8(ウ)	その居住室全体の広さは何畳でしたか	92	8	51	3	31	2
9	居住室の合計	753	50	306	21	321	15
	居住室の畳数	753	83	306	40	322	26
	居住室の合計(うち同居世帯が使用)	46	2	3	1	29	1
	居住室の畳数(うち同居世帯が使用)	46	4	3	1	29	3
10	持ち家か借家かなどの別	753	29	306	12	321	5
11	現住居の名義	593	40	195	18	303	8
	持ち分	9	1	2	1	7	0
12	1か月の家賃又は間代	753	153	306	48	321	73
	1か月の共益費又は管理費	753	220	306	59	321	109
	1か月の家賃又は間代(同居世帯)	46	14	3	3	29	7
	1か月の共益費又は管理費(同居世帯)	46	17	3	3	29	8
13	住宅の構造	753	41	306	16	321	11
14	床面積	753	121	306	59	321	41
	うち一階の床面積	392	83	37	5	286	63
15	建築の時期(完成の時期)	753	70	306	35	321	20
16	台所の型	753	42	306	21	321	10
17	高齢者等のための設備等	753	72	306	25	321	27
18(ア)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した温水機器等	753	65	306	28	321	21

調査事項		総数		うち共同住宅でオートロックマンション・ワルムマンションのある調査区		うち一戸建の多い調査区	
		対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入
18(イ)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した発電機器	753	77	306	34	321	23
18(ウ)	省エネルギー設備等 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	753	63	306	27	321	19
19	住宅の建て替え 新築 購入などの別	593	82	195	28	303	31
20(ア)	住宅の増改築や改修工事等の有無	593	50	195	22	303	14
20(イ)	高齢者等のための設備の工事の有無	593	51	195	22	303	14
21	平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無	593	60	195	24	303	22
22	平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無	593	50	195	22	303	14
23	所有地か借地かなどの別	753	67	306	38	321	15
24	所有地の名義	517	5	153	1	284	3
	持ち分	29	9	19	9	8	0
25	敷地面積	593	115	195	57	303	43
26(ア)	現住居の敷地の取得方法	527	24	162	6	283	14
26(イ)	現住居の敷地の取得時期	527	23	162	8	283	9
27(ア)	現住居以外の住宅の所有の有無	753	56	306	25	321	15
27(イ)	現住居以外の住宅の所有戸数	70	4	30	1	29	2
28	居住世帯のない住宅の所有状況 住宅の所在地	13	4	4	1	5	1
29	居住世帯のない住宅の所有状況 建て方	13	0	4	0	5	0
30	居住世帯のない住宅の所有状況 取得方法	13	0	4	0	5	0
31	居住世帯のない住宅の所有状況 建築の時期	13	0	4	0	5	0
32	居住世帯のない住宅の所有状況 居住世帯のない期間	13	2	4	2	5	0
33(ア)	現住居以外の土地の所有の有無	753	98	306	37	321	38
33(イ)	土地の種類及び所有総数	99	50	25	12	51	27
34	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所在地	84	17	23	2	44	10
35	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所有形態	84	10	23	1	44	8
36	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の面積	84	8	23	0	44	6
37	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得方法	84	5	23	0	44	3
38	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得時期	84	5	23	0	44	3
39	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の利用現況	84	9	23	1	44	5
40	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の主たる使用者	63	2	21	1	31	0
41	現住居の敷地以外に所有する農地 農地の所在地	30	11	5	1	14	4
42	現住居の敷地以外に所有する農地 面積の合計	30	3	5	0	14	2
43	現住居の敷地以外に所有する山林 山林の所在地	21	8	4	2	12	4
44	現住居の敷地以外に所有する山林 面積の合計	21	5	4	2	12	1

第6表 調査事項（調査票）、地域特性、記入状況別割合

住宅に居住している世帯

単位（％）

調査事項	総数		うち共同住宅でオートロックマンション・ワルムマンションのある調査区		うち一戸建の多い調査区		
	対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入	
1(ア) 世帯人員の合計	100.0	4.5	100.0	4.9	100.0	2.2	
1(イ)	男女の別	100.0	1.9	100.0	1.3	100.0	2.4
	年齢	100.0	2.5	100.0	2.1	100.0	2.9
	配偶者の有無	100.0	5.3	100.0	3.6	100.0	5.7
	続き柄	100.0	2.2	100.0	1.4	100.0	2.7
2 世帯全員の1年間の収入(税込み)	100.0	3.1	100.0	3.6	100.0	0.6	
3(ア) 同居世帯の有無	100.0	4.2	100.0	3.9	100.0	2.5	
3(イ) 同居世帯の世帯数	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	
3(ウ)	同居世帯の世帯人員の合計	100.0	4.3	100.0	0.0	100.0	3.4
	うち65歳以上の世帯人員	100.0	8.7	100.0	0.0	100.0	10.3
4 勤めか自営かなどの別	100.0	6.6	100.0	5.9	100.0	5.0	
5 通勤時間(片道)	100.0	0.6	100.0	0.4	100.0	1.1	
6 子の住んでいる場所	100.0	8.5	100.0	7.8	100.0	7.8	
7 現住居への入居時期	100.0	6.1	100.0	6.5	100.0	4.0	
8(ア) どこに住んでいましたか	100.0	6.5	100.0	7.0	100.0	5.3	
8(イ) どんな住居に住んでいましたか	100.0	0.8	100.0	0.0	100.0	0.0	
8(ウ) その居住室全体の広さは何畳でしたか	100.0	8.7	100.0	5.9	100.0	6.5	
9	居住室の合計	100.0	6.6	100.0	6.9	100.0	4.7
	居住室の畳数	100.0	11.0	100.0	13.1	100.0	8.1
	居住室の合計(うち同居世帯が使用)	100.0	4.3	100.0	33.3	100.0	3.4
	居住室の畳数(うち同居世帯が使用)	100.0	8.7	100.0	33.3	100.0	10.3
10 持ち家か借家かなどの別	100.0	3.9	100.0	3.9	100.0	1.6	
11	現住居の名義	100.0	6.7	100.0	9.2	100.0	2.6
	持ち分	100.0	11.1	100.0	50.0	100.0	0.0
12	1か月の家賃又は間代	100.0	20.3	100.0	15.7	100.0	22.7
	1か月の共益費又は管理費	100.0	29.2	100.0	19.3	100.0	34.0
	1か月の家賃又は間代(同居世帯)	100.0	30.4	100.0	100.0	100.0	24.1
	1か月の共益費又は管理費(同居世帯)	100.0	37.0	100.0	100.0	100.0	27.6
13 住宅の構造	100.0	5.4	100.0	5.2	100.0	3.4	
14	床面積	100.0	16.1	100.0	19.3	100.0	12.8
	うち一階の床面積	100.0	21.2	100.0	13.5	100.0	22.0
15 建築の時期(完成の時期)	100.0	9.3	100.0	11.4	100.0	6.2	
16 台所の型	100.0	5.6	100.0	6.9	100.0	3.1	
17 高齢者等のための設備等	100.0	9.6	100.0	8.2	100.0	8.4	

調査事項		総数		うち共同住宅でオートロックマンション・ワルムマンションのある調査区		うち一戸建の多い調査区	
		対象数	未記入	対象数	未記入	対象数	未記入
18(ア)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した温水機器等	100.0	8.6	100.0	9.2	100.0	6.5
18(イ)	省エネルギー設備等 太陽熱を利用した発電機器	100.0	10.2	100.0	11.1	100.0	7.2
18(ウ)	省エネルギー設備等 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓	100.0	8.4	100.0	8.8	100.0	5.9
19	住宅の建て替え 新築 購入などの別	100.0	13.8	100.0	14.4	100.0	10.2
20(ア)	住宅の増改築や改修工事等の有無	100.0	8.4	100.0	11.3	100.0	4.6
20(イ)	高齢者等のための設備の工事の有無	100.0	8.6	100.0	11.3	100.0	4.6
21	平成31年1月以降における住宅の耐震診断の有無	100.0	10.1	100.0	12.3	100.0	7.3
22	平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無	100.0	8.4	100.0	11.3	100.0	4.6
23	所有地か借地かなどの別	100.0	8.9	100.0	12.4	100.0	4.7
24	所有地の名義	100.0	1.0	100.0	0.7	100.0	1.1
	持ち分	100.0	31.0	100.0	47.4	100.0	0.0
25	敷地面積	100.0	19.4	100.0	29.2	100.0	14.2
26(ア)	現住居の敷地の取得方法	100.0	4.6	100.0	3.7	100.0	4.9
26(イ)	現住居の敷地の取得時期	100.0	4.4	100.0	4.9	100.0	3.2
27(ア)	現住居以外の住宅の所有の有無	100.0	7.4	100.0	8.2	100.0	4.7
27(イ)	現住居以外の住宅の所有戸数	100.0	5.7	100.0	3.3	100.0	6.9
28	居住世帯のない住宅の所有状況 住宅の所在地	100.0	30.8	100.0	25.0	100.0	20.0
29	居住世帯のない住宅の所有状況 建て方	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
30	居住世帯のない住宅の所有状況 取得方法	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
31	居住世帯のない住宅の所有状況 建築の時期	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
32	居住世帯のない住宅の所有状況 居住世帯のない期間	100.0	15.4	100.0	50.0	100.0	0.0
33(ア)	現住居以外の土地の所有の有無	100.0	13.0	100.0	12.1	100.0	11.8
33(イ)	土地の種類及び所有総数	100.0	50.5	100.0	48.0	100.0	52.9
34	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所在地	100.0	20.2	100.0	8.7	100.0	22.7
35	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の所有形態	100.0	11.9	100.0	4.3	100.0	18.2
36	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の面積	100.0	9.5	100.0	0.0	100.0	13.6
37	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得方法	100.0	6.0	100.0	0.0	100.0	6.8
38	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の取得時期	100.0	6.0	100.0	0.0	100.0	6.8
39	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の利用現況	100.0	10.7	100.0	4.3	100.0	11.4
40	現住居の敷地以外に所有する宅地など 土地の主たる使用者	100.0	3.2	100.0	4.8	100.0	0.0
41	現住居の敷地以外に所有する農地 農地の所在地	100.0	36.7	100.0	20.0	100.0	28.6
42	現住居の敷地以外に所有する農地 面積の合計	100.0	10.0	100.0	0.0	100.0	14.3
43	現住居の敷地以外に所有する山林 山林の所在地	100.0	38.1	100.0	50.0	100.0	33.3
44	現住居の敷地以外に所有する山林 面積の合計	100.0	23.8	100.0	50.0	100.0	8.3

第7表 調査事項（建物調査票）、記入状況別件数及び割合

		住宅及び住宅以外の建物	
		件数	割合 (%)
(1) 種類 (居住世帯のない住宅)	総数	111	100.0
	一時現在者のみ	3	2.7
	二次的 (別荘)	0	0.0
	二次的 (その他)	1	0.9
	空き家 (賃貸用)	34	30.6
	空き家 (売却用)	3	2.7
	空き家 (その他)	68	61.3
	建築中	2	1.8
	未記入	0	0.0
(2) 構造 (居住世帯のない住宅)	総数	111	100.0
	木造	59	53.2
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	36	32.4
	鉄骨造	3	2.7
	その他	1	0.9
	未記入	12	10.8
(3) 住宅の種類	総数	1205	100.0
	専用住宅	904	75.0
	店舗その他の併用住宅	19	1.6
	未記入	282	23.4
(4) 建物の種類	総数	15	100.0
	高齢者居住施設	4	26.7
	会社等の寮・寄宿舎	4	26.7
	学校等の寮・寄宿舎	4	26.7
	旅館・宿泊所	0	0.0
	その他の建物	0	0.0
	未記入	3	20.0
(5) 建て方	総数	707	100.0
	一戸建	571	80.8
	長屋建	27	3.8
	共同住宅	86	12.2
	その他	1	0.1
	未記入	22	3.1
(6) 腐朽・破損の有無	総数	707	100.0
	有	67	9.5
	無	610	86.3
(7) 建物全体の階数	総数	707	100.0
	1～2階	627	88.7
	3～5階	31	4.4
	6～10階	17	2.4
	11階以上	8	1.1
	未記入	24	3.4
(8) 敷地に接している道路の幅員	総数	707	100.0
	2m未満	29	4.1
	2～4m未満	158	22.3
	4～6m未満	212	30.0
	6～10m未満	220	31.1
	10m以上	61	8.6
	接していない	20	2.8
	未記入	7	1.0

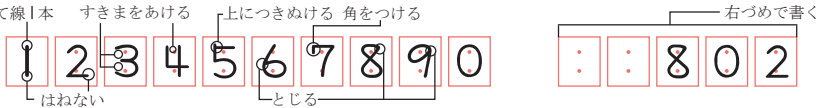
		住宅及び住宅以外の建物		
		件数	割合 (%)	
(9) 建物内総住宅数	総数	113	100.0	
	1～4住宅	38	33.6	
	5～9住宅	28	24.8	
	10～19住宅	14	12.4	
	20～29住宅	7	6.2	
	30～39住宅	2	1.8	
	40～49住宅	5	4.4	
	50～99住宅	13	11.5	
	100～999住宅	5	4.4	
	1000住宅以上	0	0.0	
	未記入	1	0.9	
	(10) エレベーターの有無等	総数	86	100.0
無		54	62.8	
有		総数	27	31.4
		ドアの一部がガラス張り	14	16.3
		防犯カメラの設置	23	26.7
これらの設備はない		2	2.3	
未記入	5	5.8		
(11) オートロックの別	総数	86	100.0	
	オートロック式	34	39.5	
	オートロック式ではない	51	59.3	
	未記入	1	1.2	
(12) 高齢者対応型住宅の別	総数	86	100.0	
	高齢者対応型住宅である		12	14.0
		サービス付高齢者住宅である	0	0.0
	高齢者対応型住宅ではない	69	80.2	
	未記入	5	5.8	

令和4年6月22日



この調査は、統計法に基づき政府が実施する一般統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

- 調査票の記入にあたっては、調査票の記入のしかたをよくお読みください。
○記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
○記入する欄が ○ の場合は、当てはまる ○ を ● のようにぬりつぶしてください。
○数字で記入する欄は 枠からはみださないように、右づめで書いてください。



記入者氏名: [ ] 電話番号: [ ] (記入内容にわからないことがあった場合の確認にのみ利用いたします)

I あなたの世帯について

世帯の構成

- ・ふだん住んでいて 家計を主に支える人と生計を共にしている人についてもれなく記入してください
・単身赴任 出かせぎなどで この住居を離れて3か月以上(その見込みを含む)になる人は除きます
・住み込みの家事手伝いも含めます
・住み込みの従業員や下宿人は別の世帯としますので 人員から除きます

(ア) 世帯人員の合計 [ ] [ ] [ ] 人 (数字は右づめで書いてください)

(イ) 各世帯員の男女の別や年齢など

- ・年齢は 令和4年6月22日現在の満年齢を書いてください
・続き柄は 世帯の家計を主に支える人との続き柄を 右の選択肢の中から選んでその番号を書いてください

Table with columns: 世帯の家庭を主に支える人, 男女の別, 年齢, 配偶者の有無, 続き柄. Includes a list of relationship types (続き柄の選択肢) on the right.

2 世帯全員の1年間の収入(税込み)

Table showing income brackets from 100 to 2000+ with corresponding circles for selection.

3 あなたの住宅等に住んでいる別の世帯について

(ア) 同居世帯の有無 あり なし (4欄へ)
(イ) 同居世帯の世帯数 [ ] [ ] [ ] 世帯
(ウ) 同居世帯の世帯人員の合計 [ ] [ ] [ ] 人 うち65歳以上の世帯人員 [ ] [ ] [ ] 人

<調査員記入欄(世帯では記入しないでください)>

事務使用欄: 市区町村コード, 調査単位区番号, 行番号, 建物番号, 住宅番号, 調査票番号



この調査票は機械にかかけますので汚さないでください

II 世帯の家計を主に支える人について | 欄の(イ)の1に記入した人について記入してください。

2

4 勤めか 自営かなどの別

・労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます  
 ・パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます

雇われている人	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他
	会社・団体・官公庁 公社又は個人		
自営業主	農林漁業	商	工 其他
無職	学生	其他	

(6欄へ)

5 通勤時間 (片道)

自宅・住み込み	15分未満	15分～30分未満	30分～45分未満	45分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分～2時間未満	2時間以上
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

6 子の住んでいる場所

・子の配偶者も子に含めます  
 ・子が2人以上いる場合は最も近くに住んでいる子について記入してください

子はいない	一緒に住んでいる (同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます)	徒歩5分程度の場所に住んでいる	片道15分未満の場所に住んでいる	片道1時間未満の場所に住んでいる	片道1時間以上の場所に住んでいる
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

7 現住居への入居時期 ※生まれたときから住んでいる場合は 出生時を入居時期とします

・入居してから住居が建て替えられた場合は 建て替え以前の住居について記入してください

令和4年	3年	2年	令和元・平成31年	平成28～30年	23～27年	18～22年	13～17年	3～12年	昭和56～平成2年	昭和46～55年	26～45年	昭和25年以前
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(9欄へ)

8 前住居 (ア)どこに住んでいましたか ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

現住居と同じ市区町村

他の市区町村  →

外国

都道府県名	市郡名	区町村名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(イ)どんな住居に住んでいましたか

・親の持ち家又は親が借りている家に住んでいた場合は「親その他の親族の家」とします

民営の賃貸住宅	<input type="checkbox"/> 一戸建・長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="checkbox"/> 共同住宅
都道府県・市区町村営賃貸住宅	<input type="checkbox"/>
都市再生機構 (UR) ・公社などの賃貸住宅	<input type="checkbox"/>
給与住宅 (社宅・公務員住宅など)	<input type="checkbox"/>
持ち家	<input type="checkbox"/> 一戸建・長屋建 (テラスハウスを含む) <input type="checkbox"/> 共同住宅
親その他の親族の家	<input type="checkbox"/>
下宿・間借り又は住み込み	<input type="checkbox"/>
寮・寄宿舎	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>

(9欄へ)

(ウ)その居住室全体の広さは何畳でしたか  
 ※洋室の場合も畳数に含めます  
 ・食事室兼台所 (ダイニング・キッチン) は居住室に含めますが 流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない部分は含めません

その畳数

(小数第1位まで) .畳

(小数点以下は四捨五入) 又は .平方メートル

III 現住居について

9 居住室

※着色された箇所が記入の対象になります



室数の合計及びその畳数

(小数第1位まで) .畳

(小数点以下は四捨五入) 又は .平方メートル

うち同居世帯が使用する室数の合計及びその畳数

3欄 (ア) でありと回答した世帯のみ記入してください

(小数第1位まで) .畳

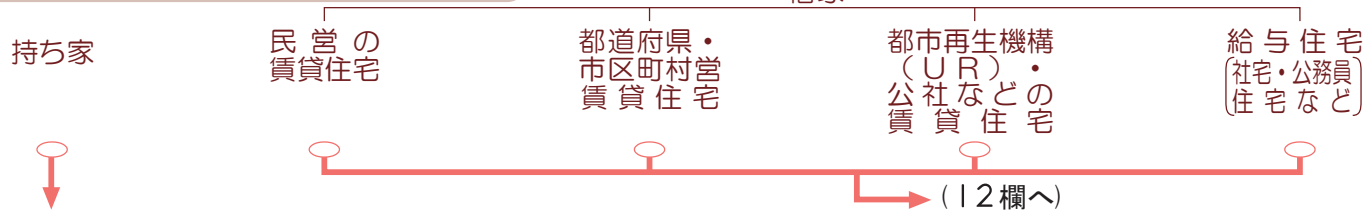
(小数点以下は四捨五入) 又は .平方メートル

・食事室兼台所 (ダイニング・キッチン) は居住室に含めますが流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない場合は含めません



### Ⅲ 現住居について (つづき)

#### 10 持ち家か 借家かなどの別



#### 11 現住居の名義

※所有地分は除く

あなたの世帯の世帯員  
(世帯主を含む)

他の世帯の世帯員  
又は法人などと  
共同で所有

あなたの世帯  
の世帯員の  
持ち分

パーセント (%)

その他  
(住居又は生計を  
ともにしていない者)

#### 12 1か月の家賃又は間代及び共益費又は管理費

・無料の場合は「0」円と書いてください

- ・3欄 (ア) でありと回答した世帯は同居世帯が支払っている額を除いてください
- ・持ち家に居住している世帯は「0円」と書いてください

家賃又は間代         円

共益費又は管理費  
(共用部分の電気料・清掃費など)       円

同居世帯が支払っている1か月の家賃等 3欄 (ア) でありと回答した世帯のみ記入してください

家賃又は間代         円

共益費又は管理費  
(共用部分の電気料・清掃費など)       円

#### 13 住宅の構造

・二つ以上の構造からなる住宅の場合 床面積の広いほうの構造を回答してください

木造

鉄筋・鉄骨コンクリート造

鉄骨造

その他 (ブロック造り・レンガ造りなど)

#### 14 床面積

床面積の合計 (延べ面積)



平方メートル (又は     坪)

※小数点以下は四捨五入してください

うち1階の床面積

借家に居住している世帯 及び持ち家でもアパート・マンションなどの共同住宅に居住している世帯は記入不要です

平方メートル (又は     坪)

※着色された箇所が記入の対象になります

#### 15 建築の時期 (完成の時期)

・増改築や改修工事等をした場合は その部分が現住宅の床面積の合計の半分以上であれば その時期を建築の時期とします

令和4年 3年 2年 令和元・平成28 23~ 18~ 13~ 3~ 昭和56~ 昭和46 26~ 昭和25  
4年 3年 2年 平成31年 ~30年 27年 22年 17年 12年 平成2年 ~55年 45年 年以前

#### 16 台所の型

・2か所以上ある場合は あなたの世帯がふだん使用している台所について記入してください  
・ワンルームマンションのように居室が1室だけの住宅で 間仕切りされていない台所 (流し) が付いている場合は 「その他」とします

他の用途と兼用の台所  
独立の台所 (K) 食事室兼用 (DK) 食事室・居間兼用 (LDK・LK) その他  
他の世帯と共用の台所 (流し)

#### 17 高齢者等のための設備等

・当てはまるものすべてに記入してください

手すりがある 玄関 トイレ 浴室 脱衣所 廊下 階段 居住室 その他  
またぎやすい高さの浴槽 浴室暖房乾燥機 廊下などが車いすで通行可能な幅 段差のない屋内 道路から玄関まで車いすで通行可能 これらの設備はない

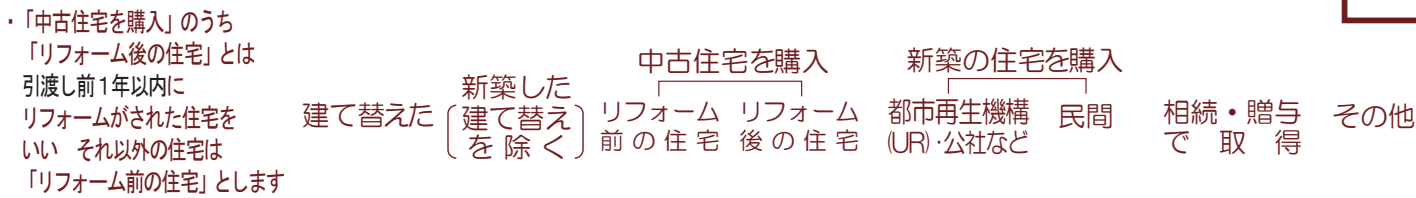
#### 18 省エネルギー設備等

(ア) 太陽熱を利用した温水機器等がありますか  
(イ) 太陽光を利用した発電機器はありますか  
(ウ) 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓はありますか  
すべて窓にある 一部の窓にある ない

### III 現住居について (つづき)

1

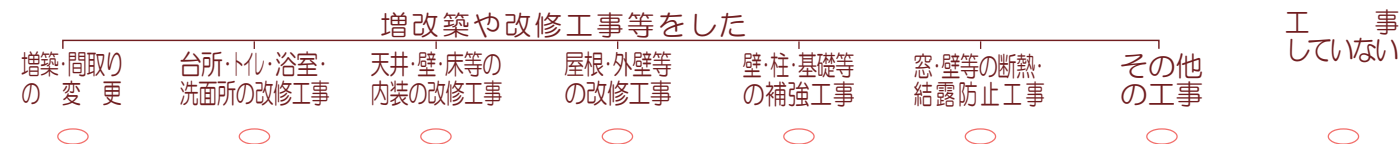
#### 19 住宅の建て替え 新築 購入などの別



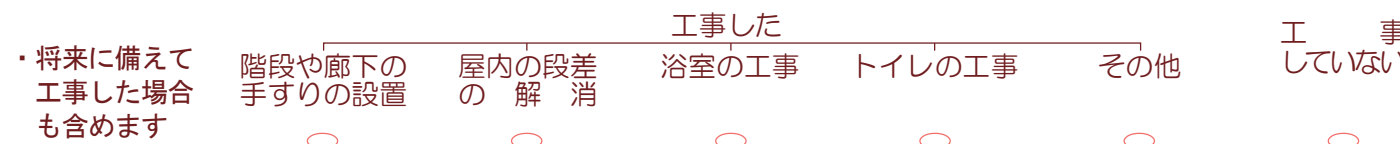
#### 20 平成31年1月以降の住宅の増改築 改修工事等

(ア) 住宅の増改築や改修工事等をしましたか

・当てはまるものすべてに記入してください



(イ) 高齢者等のための設備の工事をしましたか

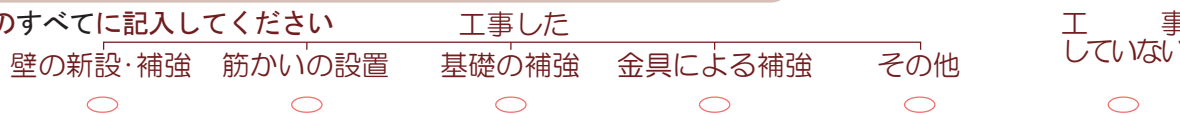


#### 21 平成31年1月以降の住宅の耐震診断の有無



#### 22 平成31年1月以降における住宅の耐震改修工事の有無

・当てはまるものすべてに記入してください



持ち家に居住している世帯のみ記入してください

震

### IV 現住居の敷地について

#### 23 所有地か 借地かなどの別

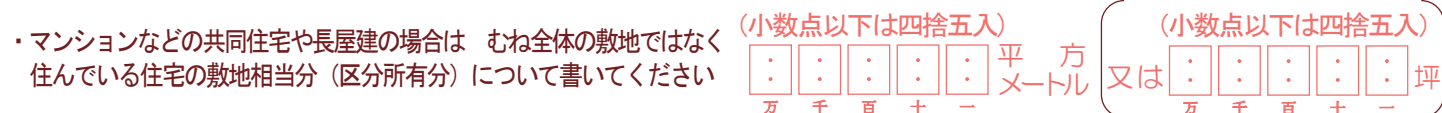


#### 24 所有地の名義



#### 25 敷地面積

持ち家に居住している世帯のみ記入してください



#### 26 取得方法・取得時期等



(イ) いつ買ったり借りたりなどしたのですか



## V 現住居以外の住宅の所有について

あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む。)が現に所有している住宅(共有の場合を含む。)について記入してください。

<b>27 現住居以外の住宅</b>		所有している	所有していない
(ア)所有していますか		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (33欄へ)
(イ)何戸所有していますか ・あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください  ・(2)居住世帯のない住宅(空き家)「その他」に記入がない場合は33欄へ	<b>(1) 居住世帯のある住宅</b>		
	親族居住用 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸 貸家用 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸 売却用 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸 その他 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸		
<b>(2) 居住世帯のない住宅(空き家)</b>			
二次的住宅・別荘用 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸 貸家用 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸 売却用 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸 その他 (小数第1位まで) <input type="text"/> 戸			

## VI 居住世帯のない住宅(空き家)「その他」の所有状況

27欄(イ)の(2)「その他」に記入した場合、居住世帯のない期間が長い住宅から順に3住宅目まで記入してください。

耐 住 宅 目	<b>28 住宅の所在地</b>	・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください					
	都道府県名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 市郡名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 区町村名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
	現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村 <input type="radio"/>						
2 住 宅 目	<b>29 建て方</b>	住	る	け	<b>30 取得方法</b>	購入	月
	一戸建 <input type="radio"/> 長屋建 <input type="radio"/> 共同住宅 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			新築・建替 <input type="radio"/> 新築の住宅 <input type="radio"/> 中古の住宅 <input type="radio"/> 相続・贈与 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			
	<b>31 建築の時期</b>			<b>32 居住世帯のない期間</b>			
令和3~平成23~平成13~3~昭和56~昭和46~昭和45 4年 令和2年 22年 12年 平成2年 55年 年以前				期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 不明 <input type="radio"/>			

以降、2住宅以上所有する場合のみ記入してください。

2 住 宅 目	<b>28 住宅の所在地</b>	・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください					
	都道府県名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 市郡名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 区町村名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
	現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村 <input type="radio"/>						
3 住 宅 目	<b>29 建て方</b>	住	る	け	<b>30 取得方法</b>	購入	月
	一戸建 <input type="radio"/> 長屋建 <input type="radio"/> 共同住宅 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			新築・建替 <input type="radio"/> 新築の住宅 <input type="radio"/> 中古の住宅 <input type="radio"/> 相続・贈与 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			
	<b>31 建築の時期</b>			<b>32 居住世帯のない期間</b>			
令和3~平成23~平成13~3~昭和56~昭和46~昭和45 4年 令和2年 22年 12年 平成2年 55年 年以前				期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 不明 <input type="radio"/>			

3 住 宅 目	<b>28 住宅の所在地</b>	・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください					
	都道府県名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 市郡名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 区町村名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
	現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村 <input type="radio"/>						
3 住 宅 目	<b>29 建て方</b>	住	る	け	<b>30 取得方法</b>	購入	月
	一戸建 <input type="radio"/> 長屋建 <input type="radio"/> 共同住宅 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			新築・建替 <input type="radio"/> 新築の住宅 <input type="radio"/> 中古の住宅 <input type="radio"/> 相続・贈与 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>			
	<b>31 建築の時期</b>			<b>32 居住世帯のない期間</b>			
令和3~平成23~平成13~3~昭和56~昭和46~昭和45 4年 令和2年 22年 12年 平成2年 55年 年以前				期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 不明 <input type="radio"/>			

# VII 現住居以外の土地の所有について

あなたの世帯の世帯員(世帯主を含む。)が現に所有している土地(共有の場合を含む。)について記入してください。

## 33 現住居以外の土地

(ア)所有していますか

所有している

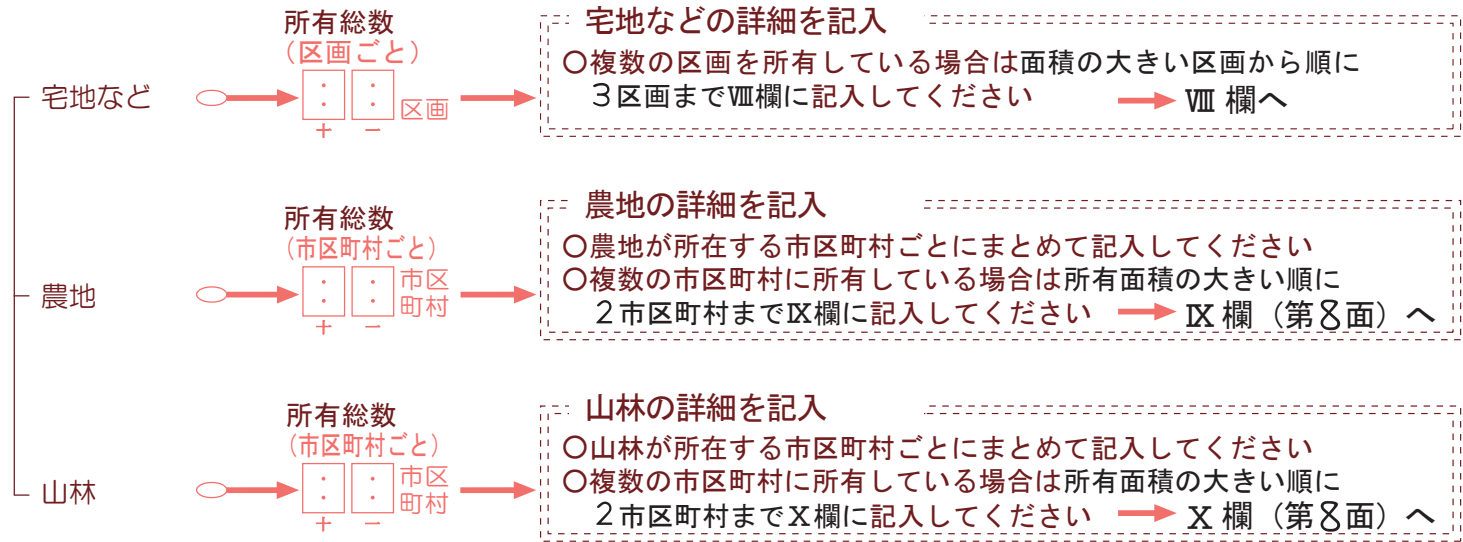
所有していない

(記入おわり)

(イ)土地の種類及び所有総数 ・宅地など(農地又は山林以外の土地)には住宅用地や事業用地のほか原野 荒れ地 池沼なども含めます  
 ・農地とは 田 畑 果樹園 牧場として使用している土地をいいます

○所有しているすべての欄に記入してください

○「所有総数」欄には所有しているすべての土地の数を書いてください



# VIII 現住居の敷地以外に所有する宅地など

Ⅰ 区画目 地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごとに記入してください。ただし、同じ区画であっても、「35土地の所有形態」が異なる場合は、それぞれ別の区画として記入してください。

現住居の敷地以外に所有している宅地など(農地又は山林以外の土地)	<b>34 土地の所在地</b>	・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください											
	現住居と同じ市区町村	都道府県名	市郡名										
	他の市区町村	区町村名											
	<b>35 土地の所有形態</b>	<b>36 土地の面積</b>											
	あなたの世帯の世帯員だけで所有	あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください	(小数点以下は四捨五入) 平方メートル										
	他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有		又は (小数点以下は四捨五入) 坪										
	<b>37 土地の取得方法</b>	国・都道府県・市区町村から購入	会社・URなどの法人から購入	個人から購入	相続・贈与で取得	その他							
	<b>38 土地の取得時期</b>	令和3~4年	平成23~令和2年	平成13~22年	3~12年	昭和56~平成2年	昭和46~55年	昭和45年以前					
	<b>39 土地の利用現況</b>	・複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください 住宅用地・事業用地											
		主に建物の敷地として利用			主に建物の敷地以外に利用		利用していない(空き地)	その他(原野など)					
	一戸建専用住宅	一戸建店舗等併用住宅	共同住宅・長屋建住宅	事務所・店舗	工場・倉庫	ビル型駐車場	その他の建物	屋外駐車場	資材置場	スポーツレジャー用地	その他に利用		
<b>40 土地の主たる使用者</b>	あなたの世帯の世帯員		住居又は生計をともにしていない配偶者・親など		その他の世帯の世帯員又は法人など		使用者はいない						
	・駐車場経営やアパート経営などの場合は その建物の施設を利用している人について記入してください												

# Ⅷ 現住居の敷地以外に所有する宅地など（つづき）

## 2 区画目

現住居の敷地以外の宅地などを2区画以上所有する場合のみ記入してください。

現住居の敷地以外に所有している宅地など（農地又は山林以外の土地）

### 34 土地の所在地

・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

都道府県名	市郡名	区町村名
現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
他の市区町村 <input type="radio"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

### 35 土地の所有形態

あなたの世帯の世帯員だけで所有

他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

### 36 土地の面積

・あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください

(小数点以下は四捨五入)

平方メートル

：	：	：	：	：	：
十	万	千	百	十	一

又は

(小数点以下は四捨五入)

：	：	：	：	：	：
十	万	千	百	十	一

坪

### 37 土地の取得方法

国・都道府県・市区町村から購入

会社・URなどの法人から購入

個人から購入

相続・贈与で取得

その他

### 38 土地の取得時期

令和3～4年

平成23～令和2年

平成13～22年

3～12年

昭和56～平成2年

昭和46～55年

昭和45年以前

### 39 土地の利用現況

・複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください

住宅用地・事業用地



### 40 土地の主たる使用者

・駐車場経営やアパート経営などの場合は その建物の施設を利用している人について記入してください

あなたの世帯の世帯員

住居又は生計をともにしていない配偶者・親など

他の世帯の世帯員又は法人など

使用者はいない

## 3 区画目

現住居の敷地以外の宅地などを3区画以上所有する場合のみ記入してください。

現住居の敷地以外に所有している宅地など（農地又は山林以外の土地）

### 34 土地の所在地

・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

都道府県名	市郡名	区町村名
現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
他の市区町村 <input type="radio"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

### 35 土地の所有形態

あなたの世帯の世帯員だけで所有

他の世帯の世帯員又は法人などと共同で所有

### 36 土地の面積

・あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください

(小数点以下は四捨五入)

平方メートル

：	：	：	：	：	：
十	万	千	百	十	一

又は

(小数点以下は四捨五入)

：	：	：	：	：	：
十	万	千	百	十	一

坪

### 37 土地の取得方法

国・都道府県・市区町村から購入

会社・URなどの法人から購入

個人から購入

相続・贈与で取得

その他

### 38 土地の取得時期

令和3～4年

平成23～令和2年

平成13～22年

3～12年

昭和56～平成2年

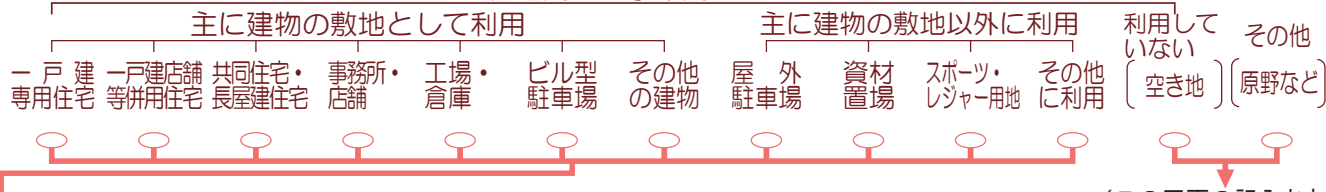
昭和46～55年

昭和45年以前

### 39 土地の利用現況

・複数の目的に利用している場合は 主なものを一つだけ記入してください

住宅用地・事業用地



### 40 土地の主たる使用者

・駐車場経営やアパート経営などの場合は その建物の施設を利用している人について記入してください

あなたの世帯の世帯員

住居又は生計をともにしていない配偶者・親など

他の世帯の世帯員又は法人など

使用者はいない

## Ⅷ 現住居の敷地以外に所有する農地

3

1 市区町村目 ○農地が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。  
○面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。

所有している農地  
1 市区町村目

41 農地の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

都道府県名	市郡名	区町村名
<input type="radio"/> 現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

42 面積の合計

(小数点以下は四捨五入)

：	：	：	：	：	：	：	：	平 方 メートル
百万	十万	万	千	百	十	一		

## 2 市区町村目

農地を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。

所有している農地  
2 市区町村目

41 農地の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

都道府県名	市郡名	区町村名
<input type="radio"/> 現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

42 面積の合計

(小数点以下は四捨五入)

：	：	：	：	：	：	：	：	平 方 メートル
百万	十万	万	千	百	十	一		

## Ⅸ 現住居の敷地以外に所有する山林

1 市区町村目 ○山林が所在する市区町村ごとにまとめて記入してください。  
○面積については、あなたの世帯の世帯員の持ち分について書いてください。

所有している山林  
1 市区町村目

43 山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

都道府県名	市郡名	区町村名
<input type="radio"/> 現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

44 面積の合計

(小数点以下は四捨五入)

：	：	：	：	：	：	：	：	平 方 メートル
千万	百万	十万	万	千	百	十	一	

## 2 市区町村目

山林を2市区町村以上所有する場合のみ記入してください。

所有している山林  
2 市区町村目

43 山林の所在地 ・政令指定都市の場合は 区名まで書いてください

都道府県名	市郡名	区町村名
<input type="radio"/> 現住居と同じ市区町村 <input type="radio"/> 他の市区町村	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

44 面積の合計

(小数点以下は四捨五入)

：	：	：	：	：	：	：	：	平 方 メートル
千万	百万	十万	万	千	百	十	一	

◆ご回答ありがとうございました

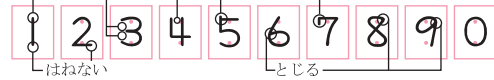


Grid for survey unit district number

Main data table with columns for building number, residential unit number, and various housing types and structures.

【数字の記入例】

たて線 | 本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける



- ◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで、記入枠からはみださないように記入してください。
- ◆数字で記入する欄は、右づめで書いてください。
- ◆住宅以外の建物については、「建物番号」および「(4)建物の種類」のみ書いてください。

一つの建物に二つ以上の住宅がある場合は 最初の住宅のみに記入し 二つ目以降は記入の必要はありません

(6) 腐朽・破壊の有無 有 無		(7) 建物全体の階数 十の位 一の位		(8) 敷地に接している道路の幅員					(9) 長屋建と共同住宅のみ記入 建物内総住宅数 千の位 百の位 十の位 一の位				共同住宅のみ記入										
				2m未満	2~4m未満	4~6m未満	6~10m未満	10m以上					接していない	(10) エレベーターの有無等				(11) オートロックの別		(12) 高齢者対応住宅の別			
														無	有	防犯設備		オートロック式	オートロック式ではない	高齢者対応型住宅である	高齢者対応型住宅ではない		
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	:	:	0	0	0	0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0